

# 田原市

## 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援事業計画及び第2期次世代育成支援行動計画

平成27年度～31年度

平成27年3月

田原市

# 目 次

第1章 計画策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景と目的 .....	1
2 子ども・子育て支援新制度の主な内容 .....	2
3 計画の期間 .....	2
4 法令等の根拠と計画の位置づけ .....	3
5 計画の策定体制 .....	4
第2章 子どもと親をとりまく状況 .....	5
1 家庭や地域の状況 .....	5
2 子どもの状況と子育ての実態 .....	11
第3章 計画の基本的な考え方 .....	16
1 本市の子育て支援の理念（基本理念） .....	16
2 計画を進める基本的な視点 .....	17
3 基本理念を実現するための基本目標 .....	19
4 施策の体系 .....	22
第4章 行動計画 .....	23
1 地域における子育ての支援 .....	23
2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 .....	35
3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 .....	45
4 子育てを支援する生活環境の整備 .....	50
5 職業生活と家庭生活との両立の推進 .....	53
6 子ども等の安全の確保 .....	57
7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進 .....	59
8 子育てに関する意識の高揚 .....	68
第5章 子ども・子育て支援事業の提供体制 .....	69
1 子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項 .....	69
2 教育・保育提供区域 .....	70
3 保育の必要性の認定 .....	71
4 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策 .....	72
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .....	74
6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進について .....	89
第6章 資料編 .....	90
1 田原市子ども・子育て会議条例 .....	90
2 田原市子ども・子育て会議委員名簿 .....	92
3 用語集 .....	93

## 第1章 計画策定にあたって

---

### 1 計画策定の背景と目的

近年、急速な少子化が進む一方で、女性の社会進出などによる家族のライフスタイルの多様化により、子育てをとりまく環境は大きく変化しています。とりわけ都市部では、保育所不足と母親の就労希望者の増加により待機児童の問題が深刻化しています。

一方、都市部以外の地域では、子ども数の減少・核家族数の増加による子育ての孤立感と負担感の増加、保育施設の供給過剰など、保育行政は幅広い課題に直面しています。

本市においては、平成17年度に“田原市次世代育成支援行動計画（前期計画）”を策定し、22年度の中間見直しを含め、10年間にわたって子育て支援の充実を図るための施策を推進してきました。

しかしながら、少子化が進行し子どもの数が減少している一方で、共働き世帯の増加による保育ニーズの増加や子育て支援サービスへのニーズの多様化など、子育て支援に対する課題は更に複雑な様相となっています。

このような課題を解消するため、国は「子ども・子育て支援法」を含む子ども・子育て関連3法を平成24年8月に成立させ、「子ども・子育て支援新制度」を平成27年度から施行するとともに、地方自治体が“子ども・子育て支援事業計画”を策定し、地域の子育て支援の拡充に向けた計画を推進していくことを義務付けました。

このような中、本市においても子育て支援施策の充実に向けた取組をこれまで以上に計画的・具体的に進めるため、「子ども・子育て支援法」に基づく“田原市子ども・子育て支援事業計画”を策定し、平成31年度を目標年度とする子育て支援に係る事業計画を定めました。

また、本計画は、平成17年度から推進してきた“田原市次世代育成支援行動計画”で定めた母子保健や子育て支援施策とも一貫性を保つ計画として位置づけています。

## 2 子ども・子育て支援新制度の主な内容

子ども・子育て支援新制度は、“保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進”することを趣旨として成立したものです。

同制度の主なポイントとして3点が挙げられます。

### 1 質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供

- ・幼児期の教育と保育の一体的提供に向け、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の制度を改善し、普及を図ります。

### 2 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

- ・認定こども園・幼稚園・保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育事業・家庭的保育事業等への給付（「地域型保育給付」）の創設、保育所認可制度の見直しにより、保育の量や種類を拡充します。
- ・認定こども園・幼稚園・保育所等の職員配置の改善、処遇改善により支援の質を向上します。

### 3 地域の子ども・子育て支援の充実

- ・地域の実情に応じた子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実に図ります。

これらを推進することにより、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠、出産から育児までの切れ目ない支援を行うことを通じて、全ての子どもが健やかに成長するように支援することを目的としています。

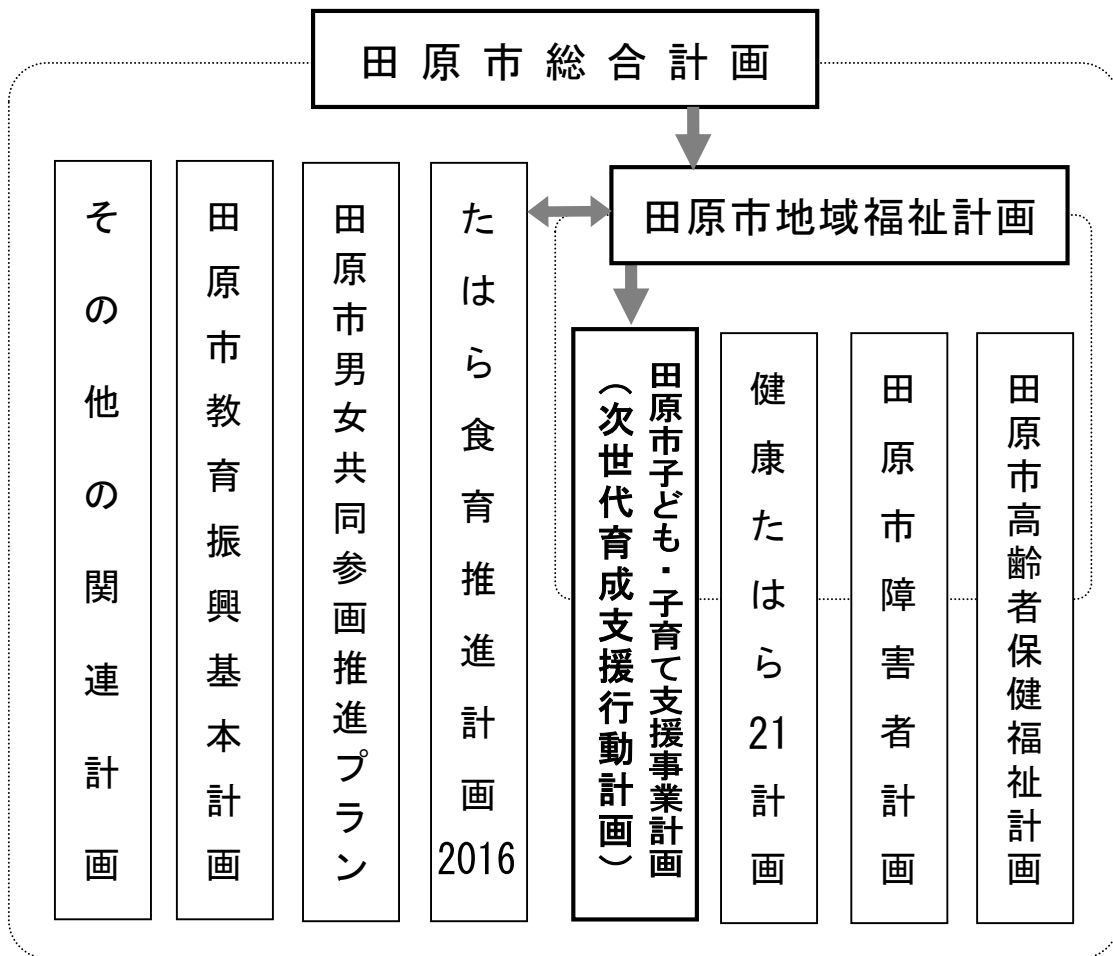
## 3 計画の期間

本計画は、平成27年度から31年度の5年間を計画期間とします。ただし、計画に位置付けた目標数値や施策の方針は、各年度において進捗状況を点検し、必要に応じて見直すことがあります。

4 法令等の根拠と計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容を定めた計画です。さらに、次世代育成支援法第8条第1項に規定される「市町村行動計画」としての位置づけも担っています。

また、“改定版 第1次田原市総合計画”を上位計画とする子育て支援分野の個別計画として位置づけており、その他の福祉関連計画等と整合性を保って策定したものです。



## 5 計画の策定体制

### (1) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたって、平成26年2月に就学前の児童や小学生の保護者に対して子育てに関する実態や意識を伺うため、アンケート調査を実施しました。

このアンケート結果を基に、本市における教育・保育のニーズ量を算出し、教育・保育施設や子育て支援事業の供給量・供給体制を定めました。また、その他の子育て支援施策の方向性を検討するための基礎資料として活用しました。

	就学前	小学生	合計
標本数	1,500	1,500	3,000
有効回収数（率）	727（48.5%）	646（43.1%）	1,373（45.8%）

### (2) 子ども・子育て会議の開催

地域の関係団体や事業者、行政関係機関、保護者等の委員で構成する「田原市子ども・子育て会議」を設置し、市の子育て支援における課題や方向性を検討し、地域の実情にあった子育て支援施策が展開できるよう議論を重ねました。

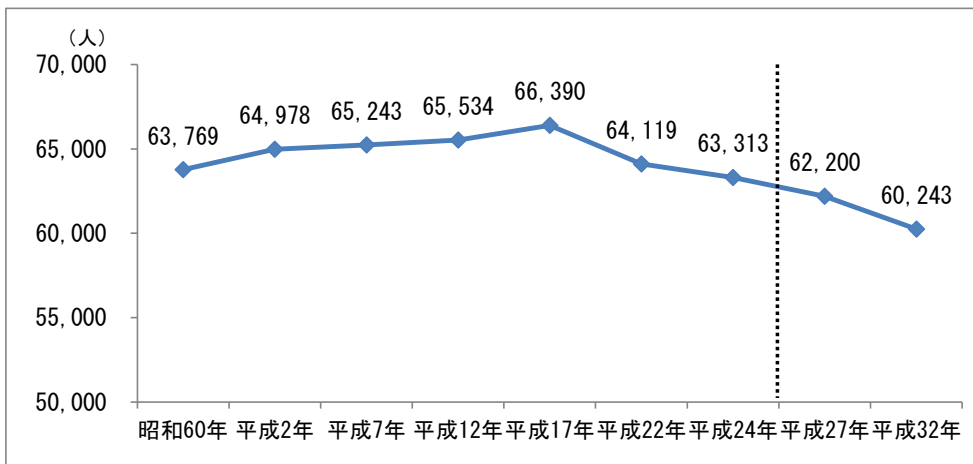
## 第2章 子どもと親をとりまく状況

### 1 家庭や地域の状況

#### (1) 人口推移と将来推計

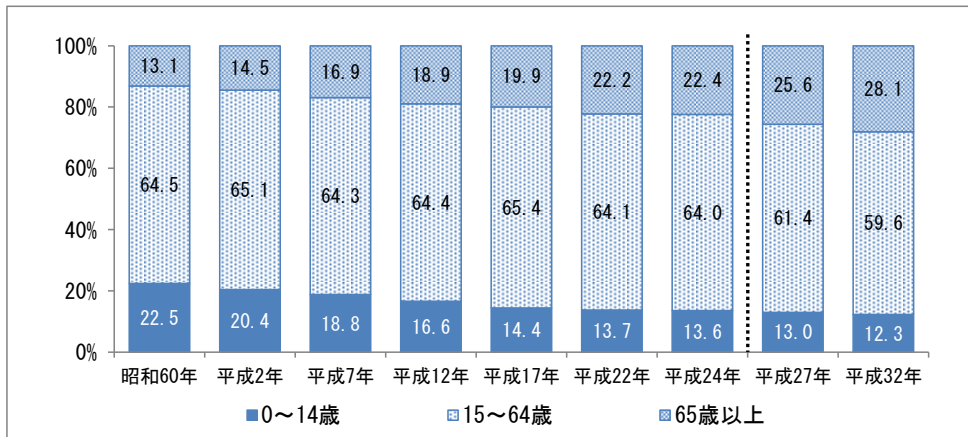
本市の人口は、昭和60年から平成17年の66,390人まで増加傾向となっていました。平成22年以降は減少傾向となっており、平成24年には63,313人となっています。年齢3区分別にみると、「65歳以上」が昭和60年以降増加し続けている一方で、「15歳未満」は減少し続けています。また、将来推計では、平成32年には人口が60,243人、「15歳未満」の人口比率は12.3%まで減少する見込みです。

図表1 人口の推移



資料：国勢調査（平成24年は「愛知統計年鑑」、平成27年以降は人口問題研究所の推計値）

図表2 年齢3区分別人口（構成比）

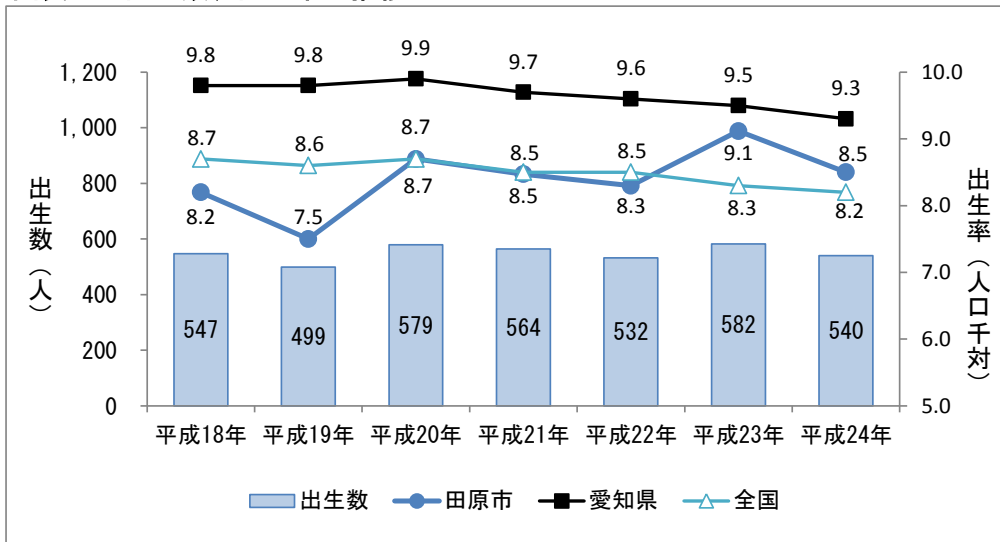


資料：国勢調査（平成24年は「愛知県統計年鑑」、平成27年以降は人口問題研究所の推計値）

## (2) 出生数の推移

出生数の推移をみると、500～600 人程で推移し、合計特殊出生率をみると、各年とも全国、県の数値を上回っています。

図表 3 出生数、出生率の推移



資料：愛知県衛生年報

図表 4 合計特殊出生率

	平成10～14年	平成15～19年	平成20～24年
田原市	—	1.52	1.66
旧田原町	1.56	—	—
旧赤羽根町	1.42	—	—
旧渥美町	1.65	—	—
愛知県	—	1.39	1.51
全国	1.36	1.31	1.38

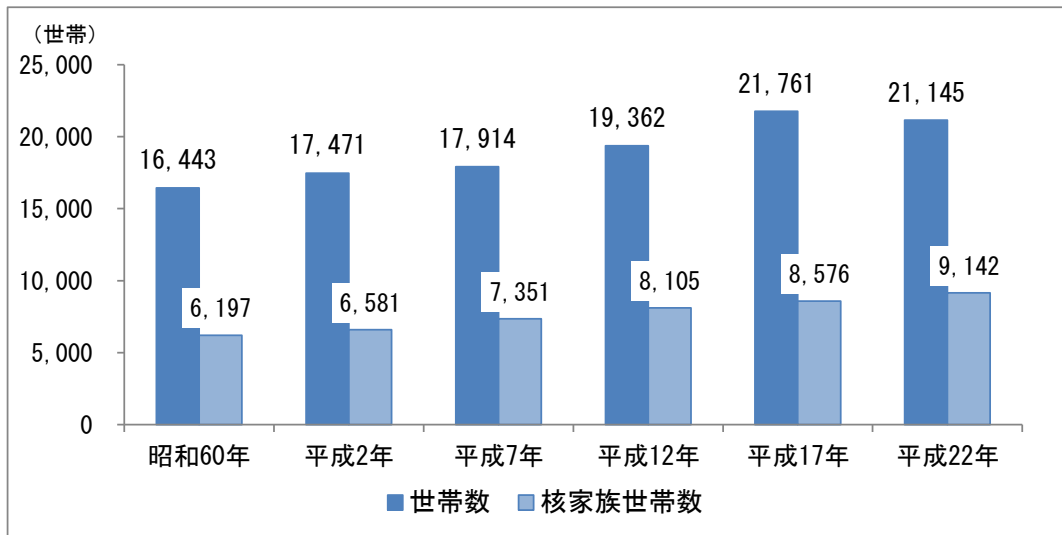
資料：厚生労働省 人口動態統計特殊報告



### (3) 世帯数の推移

世帯数及び核家族世帯数の推移をみると、平成17年まではいずれも増加傾向となっています。平成22年では世帯数は21,145世帯、核家族世帯数は9,142世帯となっています。

図表5 世帯数、核家族世帯数の推移

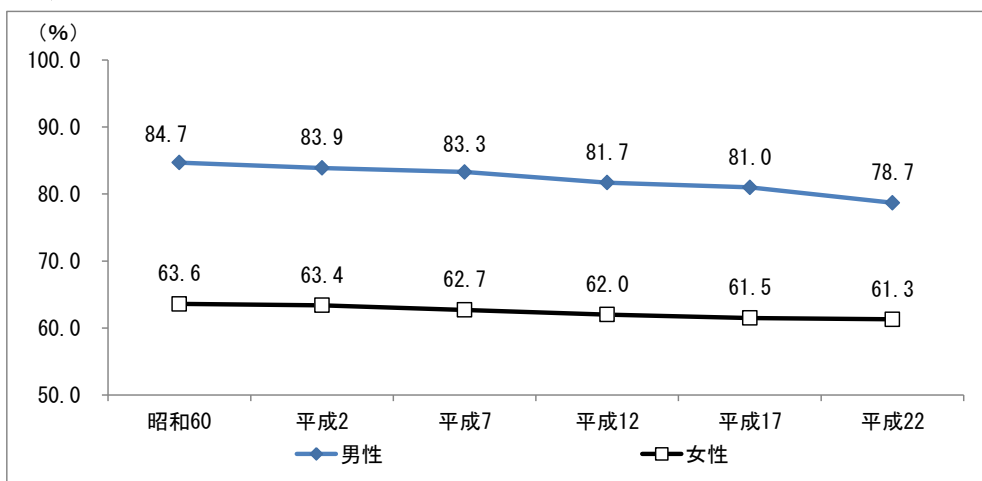


資料：国勢調査

### (4) 就業者数の推移

就業率の推移をみると、昭和60年以降性別にかかわらず減少傾向となっています。平成22年では男性78.7%、女性61.3%となっています。

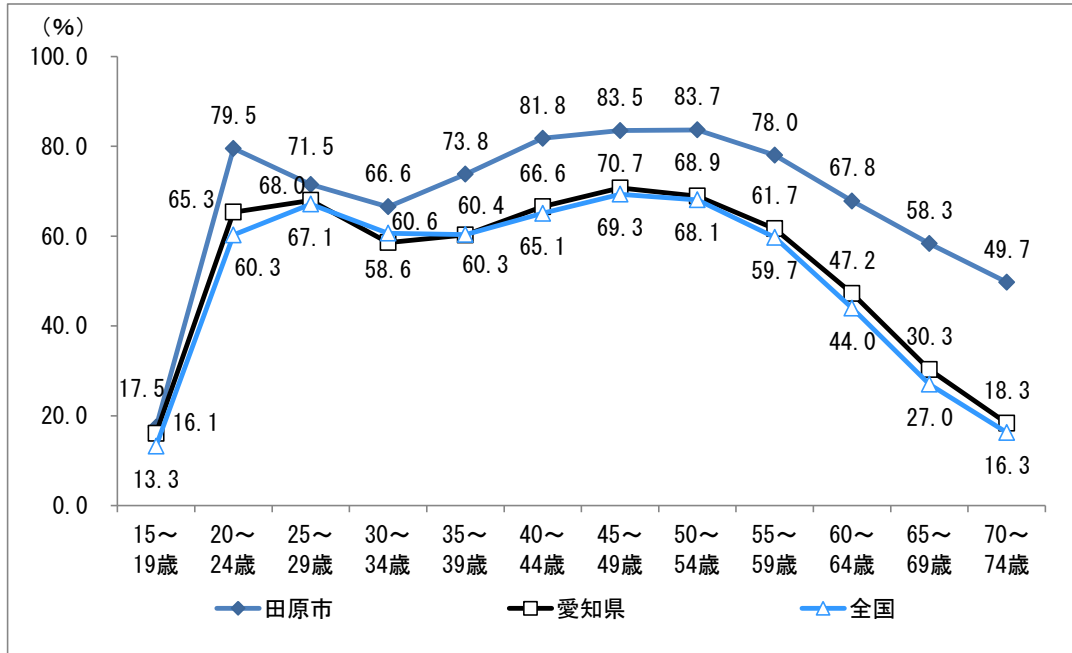
図表6 性別にみた就業率の推移



資料：国勢調査

女性の年齢別就業率は、結婚・出産・育児期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。本市においても30～34歳の労働力率が低下していますが、全国、県と比較してもM字曲線は浅くなっています。

図表 7 女性の年齢別就業率



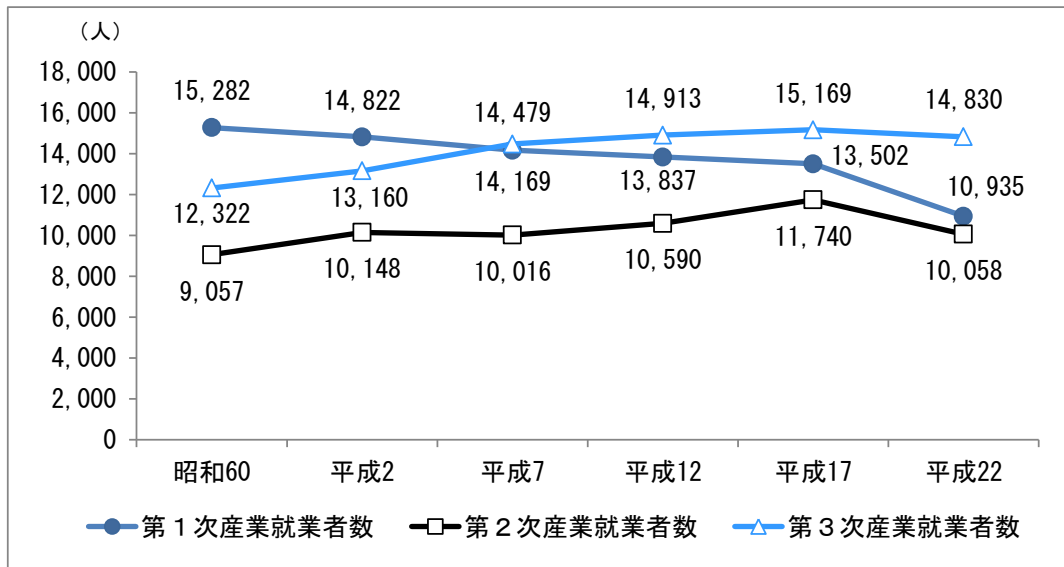
資料：国勢調査（平成22年）

(5) 産業構造の推移

産業種別就業者数の推移をみると、昭和60年以降「第1次産業就業者数」は減少し続けています。反対に「第3次産業就業者数」は増加し続けていましたが、平成22年に300人強減少して14,830人になっています。「第2次産業就業者数」は平成17年以降減少しています。

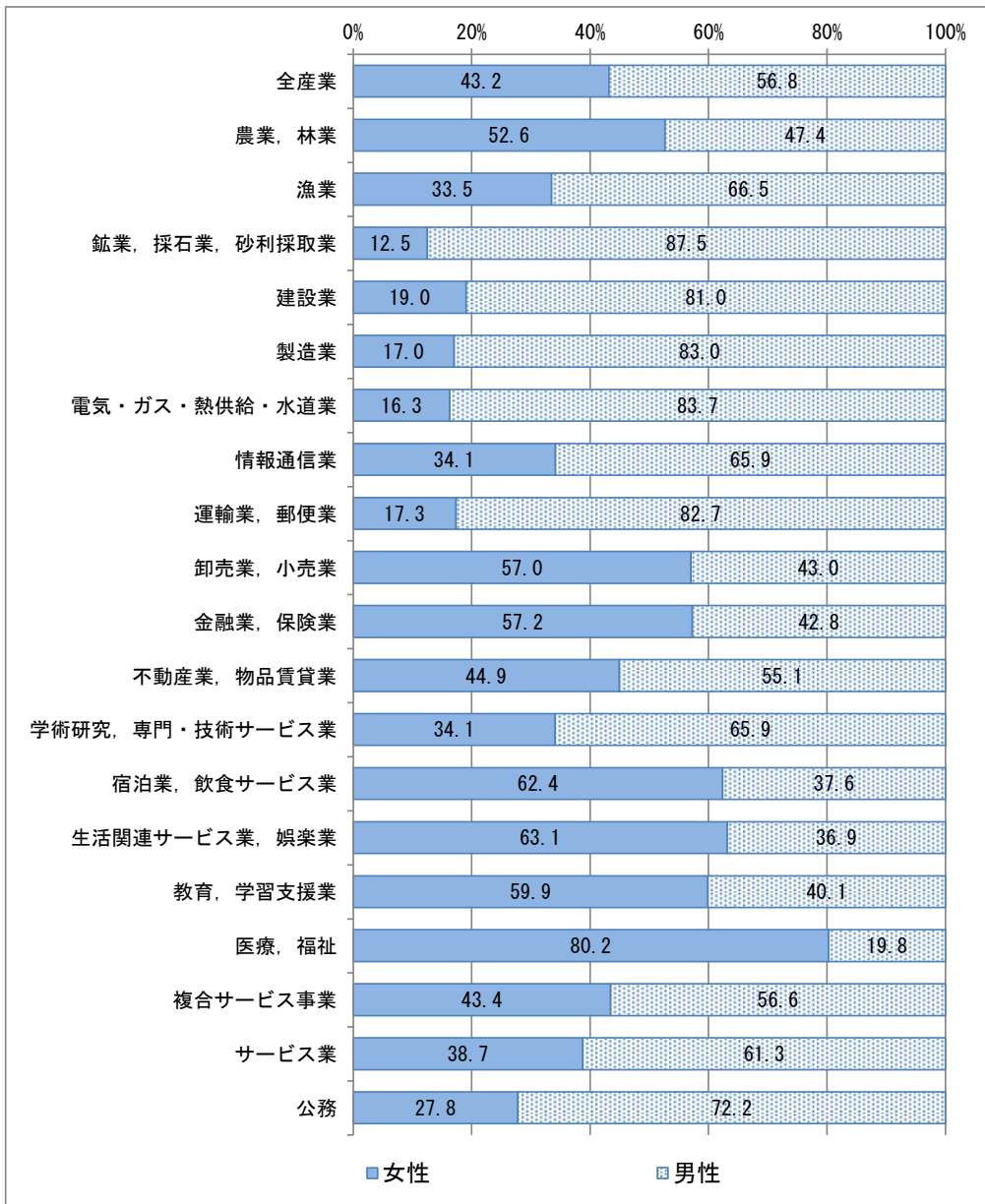
産業分類別従業者の男女比率をみると、医療、福祉、生活関連サービス業、娯楽業、宿泊業、飲食サービス業、金融業、保険業、卸売業、小売業、農業、林業で女性の占める割合が高くなっています。

図表 8 産業分類別就業者数



資料：国勢調査（平成22年）

図表 9 産業分類別従業者の男女比率



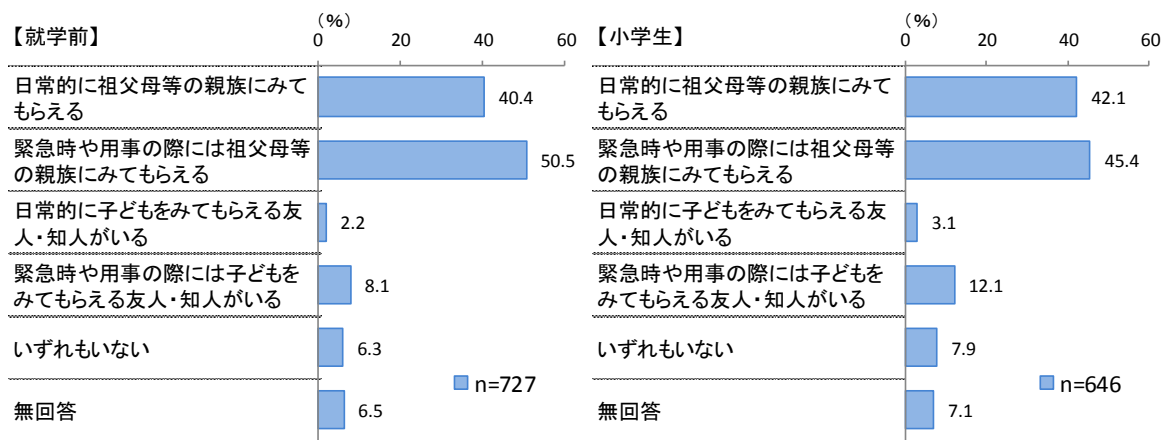
資料：国勢調査（平成 22 年）

2 子どもの状況と子育ての実態

(1) 日常の子育ての状況

子どもをみてもらえる親族・知人の有無では、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」人がいる就学前児童の保護者、小学生の保護者とも約4割となっています。一方、「いずれもない」は、就学前児童で6.3%、小学生では7.9%となっています。

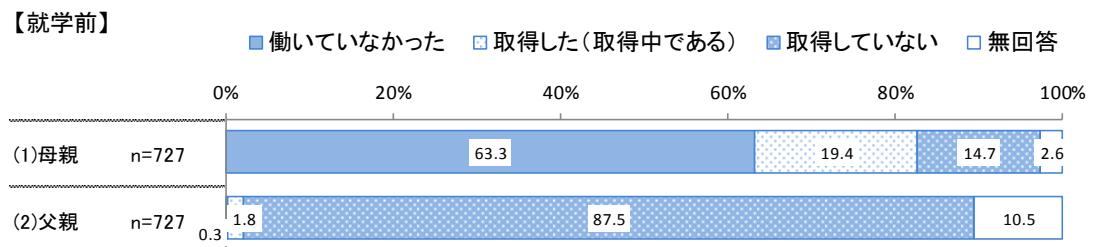
図表 10 子どもをみてもらえる親族・知人の有無



(2) 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況について、「取得した（取得中である）」と回答した母親は19.4%となっています。

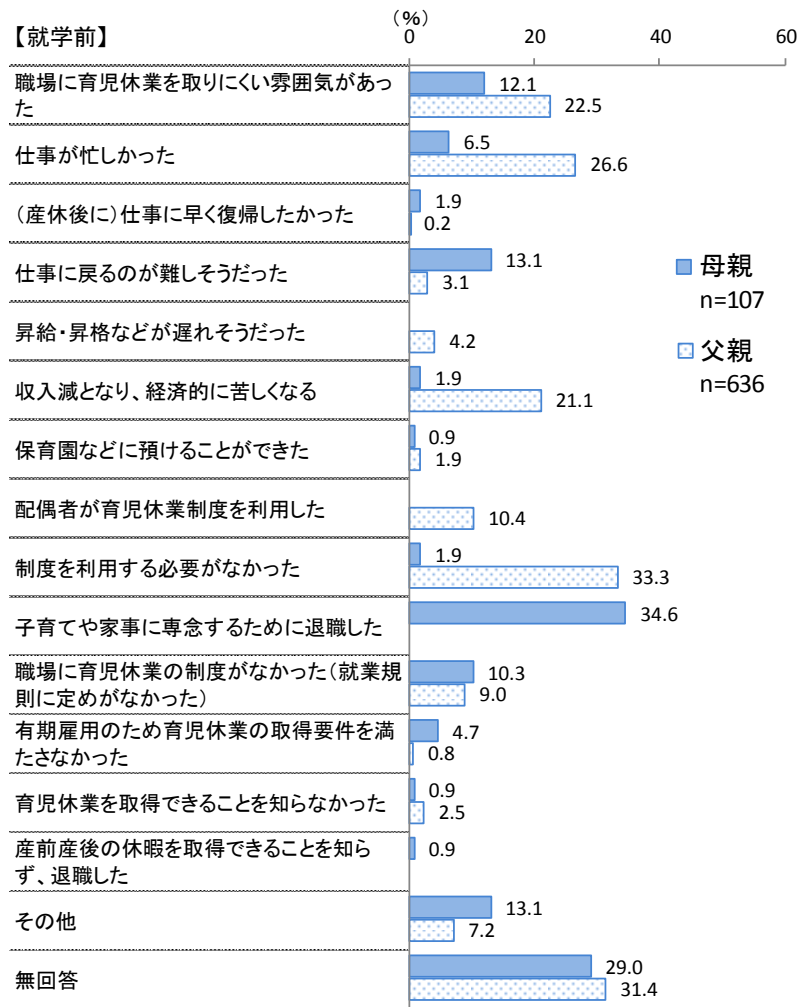
図表 11 育児休業の取得状況



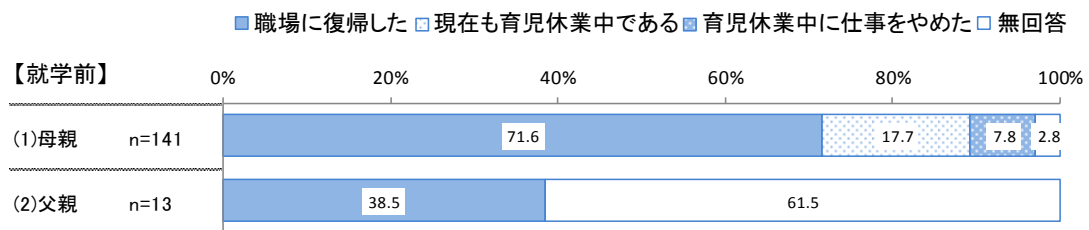
育児休業を取得していない理由について、母親は「子育てや家事に専念するために退職した」が34.6%で最も多くなっており、父親は「制度を利用する必要がなかった」(33.3%)、「仕事が忙しかった」(26.6%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(22.5%)などとなっています。

職場復帰の有無について、「職場に復帰した」と回答した母親の割合は、71.6%となっています。

図表 12 育児休業を取得していない理由



図表 13 育児休業後の職場復帰

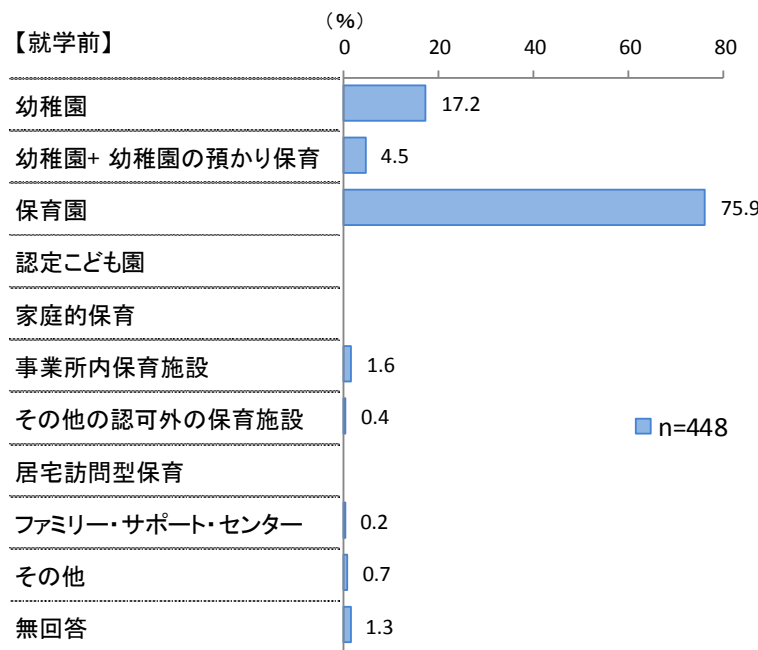


(3) 教育・保育サービスの利用状況

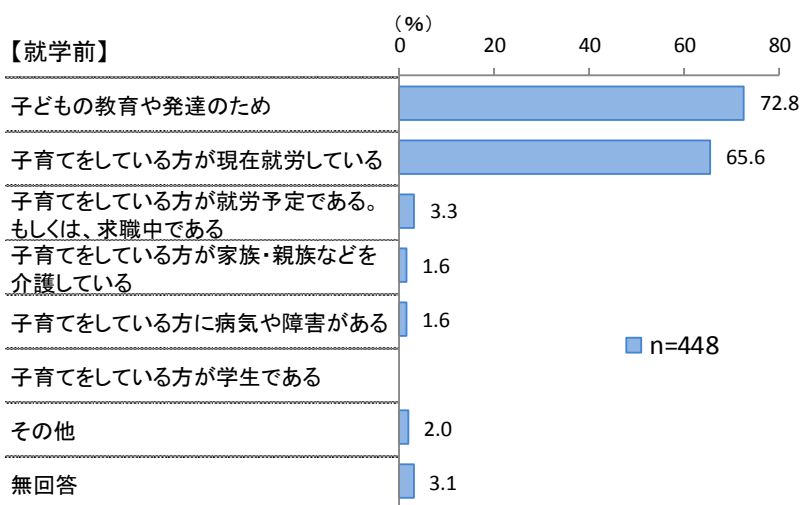
定期的にご利用している教育・保育サービスの種類では、「保育園」と回答した割合が75.9%で最も高く、次いで「幼稚園」が17.2%となっています。その他のサービスは1割未満となっています。

定期的な教育・保育サービスを利用している理由は、「子どもの教育や発達のため」と回答した割合が72.8%で最も高く、次いで「子育てをしている方が現在就労している」が65.6%となっています。

図表 14 定期的にご利用している教育・保育サービスの種類



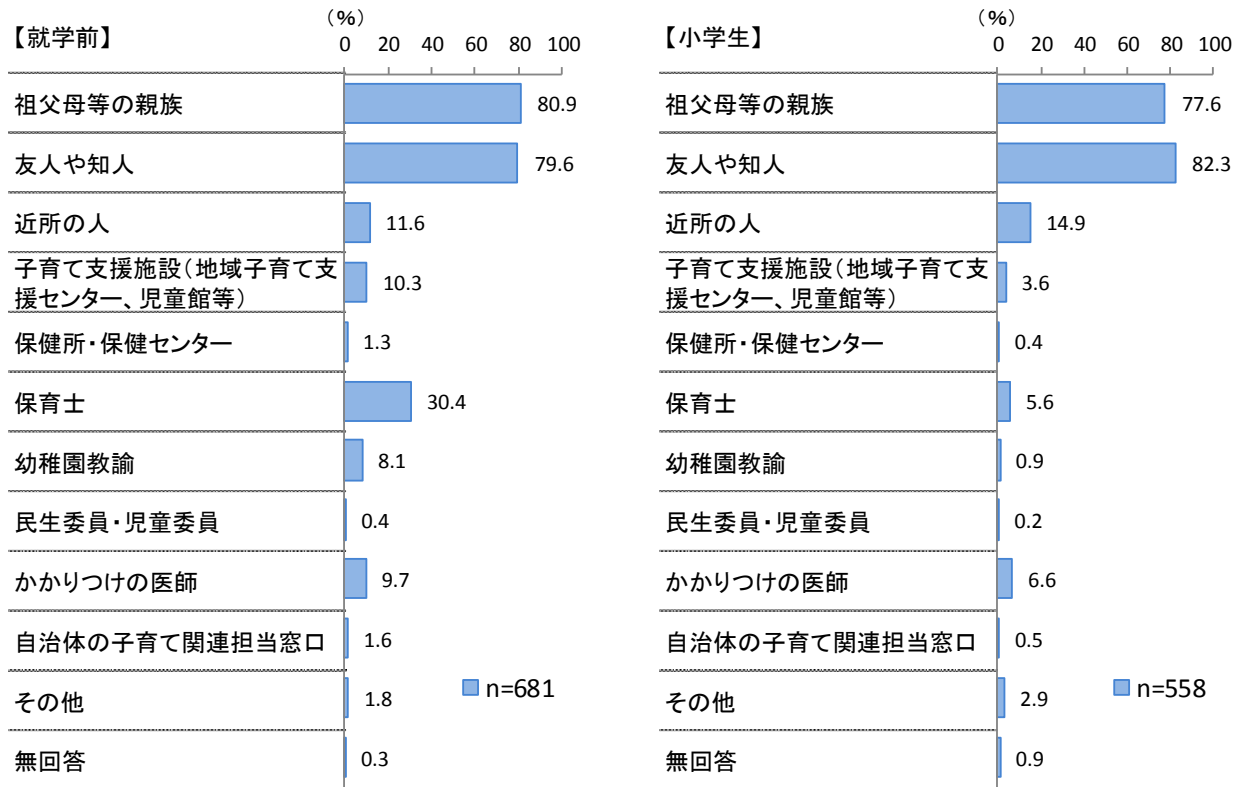
図表 15 定期的な教育・保育サービスを利用している理由



#### (4) 子育て支援のネットワークづくり

子育てに関する不安や悩みの相談相手は、就学前児童の保護者、小学生の保護者ともに「祖父母等の親族」、「友人や知人」と回答した割合が約8割と なっています。また、就学前児童の保護者で「保育士」と回答した割合が3割と なっています。

図表 16 子育てや教育に関して気軽に相談できる相手

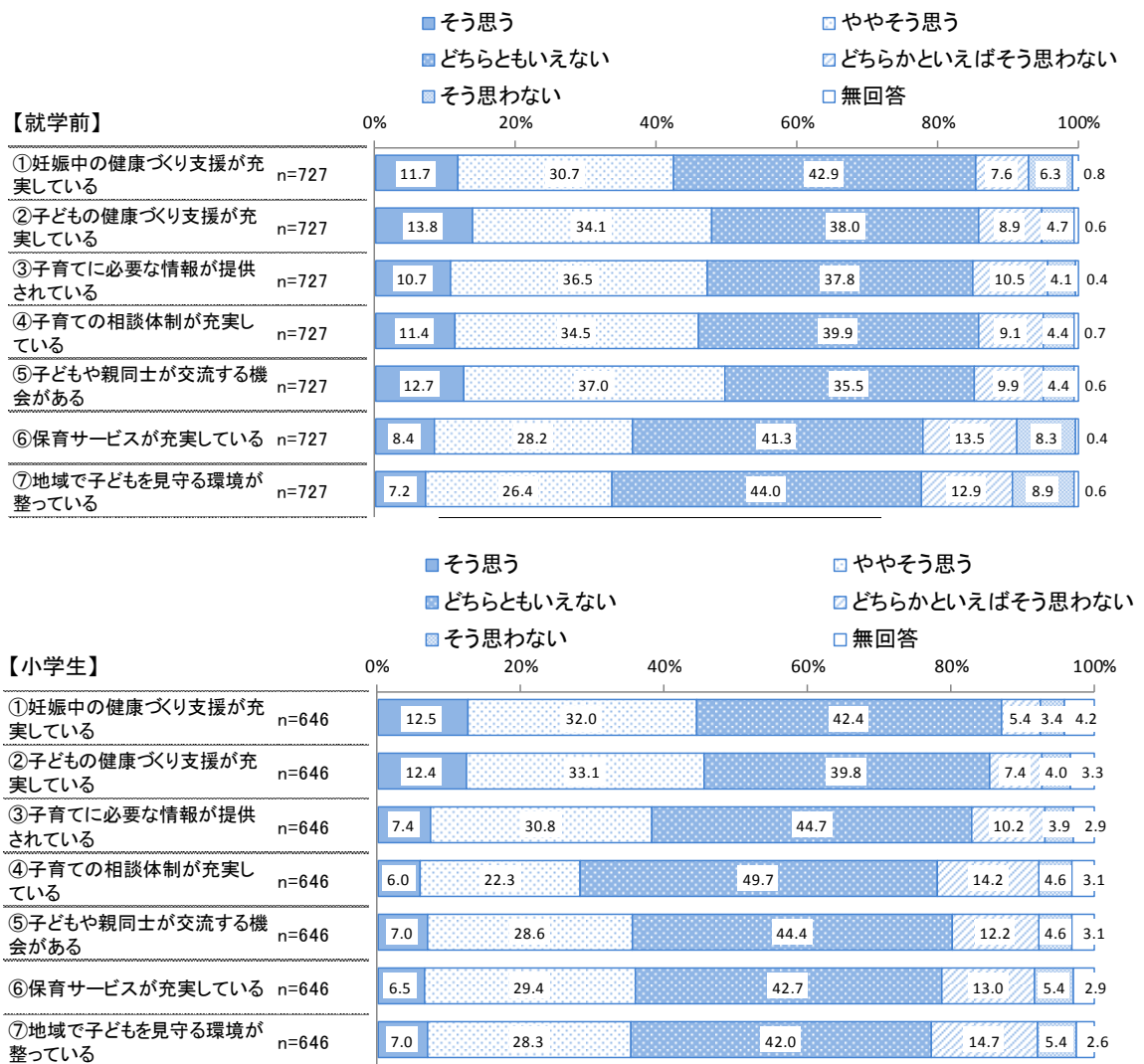




(5) 市の子育て支援に対する評価

項目ごとの市の子育て支援に対する評価について、“評価が低い（「そう思わない」＋「どちらかといえばそう思わない」）」と回答した割合は、就学前児童では、「⑥保育サービスが充実している」、「⑦地域で子どもを見守る環境が整っている」がともに 21.8%となっています。小学生では、「⑦地域で子どもを見守る環境が整っている」が 20.1%、「④子育ての相談体制が充実している」が 18.8%となっています。

図表 17 市の子育て支援に対する評価



## 第3章 計画の基本的な考え方

---

### 1 本市の子育て支援の理念（基本理念）

子育て支援の拡充を進めるにあたっては、子どもたち自身が笑顔で健やかに育っていく環境を整えることが前提条件です。そのためには、利用者の視点（特に子ども自身の視点）を軸として、教育・保育サービスや子育て支援サービスの内容や体制を充実していくことが必要です。また、子育ての第一義的な責任を保護者が有するという考え方から、“親育ち”の視点からの支援も行い、子どもたちの笑顔と、健やかな育ちをはぐくむまちづくりを、市民と行政の協働で進めていきます。

このような考え方から、本計画の基本理念を以下のように定め、基本理念の実現に向けた取組を進めていきます。

#### 基本理念

**子どもたちの笑顔と健やかな育ちをはぐくむまち  
たはら**

## 2 計画を進める基本的な視点

子育て支援施策の拡充にあたっては、以下のような視点を前提とし、具体的に取組を進めていきます。

### 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限尊重されるように配慮し、子育て支援施策を進めます。

### 次代の親の育成という視点

子どもは次代の親となるという認識の下、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めます。

### サービス利用者の視点

社会環境の変化や価値観・就業形態の多様化等に伴う個別のニーズに柔軟に対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組を行います。

### 社会全体による支援の視点

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、行政はもとより、企業や地域社会など、様々な担い手の協働による取組を進めます。

### 仕事と生活の調和の実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することを目指し、行政や企業がワーク・ライフ・バランスの推進に向けて積極的な対策を行うことが必要です。

### 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

結婚から妊娠・出産、育児まで切れ目のない支援を展開し、どのようなライフステージにおいても充実した子育て支援が提供できる体制を整えます。

### **全ての子どもと家庭への支援の視点**

子育て家庭の孤立や社会的養護が必要な子どもなど、子どもの抱える背景の多様化に対応し、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化の観点を踏まえて取組を進めます。

### **地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点**

子育てサークルや子ども会、自治会など、既存の多様な社会資源を活用し、効果的に子育て支援施策の充実が図られるよう協働していきます。

### **サービスの質の視点**

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するため、人材の資質向上や情報公開、サービス評価等の取組を進めます。

### **地域特性の視点**

利用者のニーズはもとより、市の地域性を踏まえた施策を展開し、地域の実情に即した取組を進めます。

### 3 基本理念を実現するための基本目標

本計画の基本理念である「子どもたちの笑顔と健やかな育ちをはぐくむまち たはら」を実現するため、以下のように今後5年間において達成を目指すべき基本目標を定め、この方針に従った施策を展開します。

#### 基本目標 1

##### 地域における子育ての支援

専業主婦家庭からひとり親家庭まで、隔てなくすべての子育て家庭への支援を実施・充実していくことが求められます。地域における様々な子育て支援サービスが、総合的に子育て家庭に提供されていく仕組みづくりに取り組みます。

また、公的なサービスのみならず、各種子育てサークル等の活動についても積極的に活動支援を行い、地域全体で子育て家庭を応援することができるまちづくりを進めます。

#### 基本目標 2

##### 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

母性や乳児、幼児等の健康の確保及び増進を図ることは、子育て支援の充実以前の重要な施策課題です。母子保健の推進に向けて、保健・医療・福祉及び教育の分野間連携を図り、地域において母子保健が充実し、すべての子どもと保護者が安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めます。

### 基本目標 3

#### 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

男女がともに協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの意義について啓発するとともに、子どもたちが健全に成長できるよう、学校教育のみならず、家庭においても適切な教育環境が整備されるよう努めます。

### 基本目標 4

#### 子育てを支援する生活環境の整備

子育てしやすいまちを目指すためには、子どもたちや保護者が安心して住み続けられる住まいと、安心して外出できる地域環境が両立していることが必要です。良質な住宅環境の確保を図るとともに、人にやさしいまちづくりを推進し、子どもと子育て家庭の生活環境の整備を進めます。

### 基本目標 5

#### 職業生活と家庭生活との両立の推進

共働き家庭の増加や勤務時間の長時間化が進む中で、男女ともに子育てなどの家庭生活の時間を確保することは、子どもの健全育成の視点からも必要不可欠です。企業の理解を促すとともに、市民の男女共同参画意識の醸成を図ります。

### 基本目標 6

#### 子ども等の安全の確保

子どもたちが安全・安心に過ごせる環境が整っていることは、子育てしやすいまちとなるための必要条件です。子どもたちの交通安全意識の向上、防犯への取組等を進め、安全・安心して過ごすことができる環境整備を図ります。

## 基本目標 7

### 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

児童虐待やひとり親家庭、障害児とその家庭等、困難を抱える子どもや家庭に対する相談体制を充実するとともに、さまざまな支援策を推進します。専門的な支援ができるよう関係機関と連携するとともに、安心して相談や仲間づくりができるように団体等と協働しながら、支援体制の拡充を図ります。

## 基本目標 8

### 子育てに関する意識の高揚

子育て支援は行政だけの課題ではなく、企業や家庭、一人ひとりの市民に共通する課題であるという認識で充実の方向性を考えていく必要があります。子育て支援に関わる情報提供を市民や企業に対して継続的に実施し、地域の一人ひとりが、田原市を子育てしやすいまちにしていくという気概をもつために、各種取組を推進していきます。

4 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の柱
子どもたちの笑顔と健やかな育ちをはぐくむまち たはら	1 地域における子育ての支援	(1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 保育サービスの充実 (3) 子育て支援のネットワークづくり (4) 子どもの健全育成 (5) 地域における人材養成
	2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	(1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実 (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 (3) 食育の推進 (4) 小児医療の充実
	3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1) 次代の親の育成 (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	4 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 良質な住宅・住宅環境の確保 (2) 子どもと子育て家庭に快適なまちづくりの推進
	5 職業生活と家庭生活との両立の推進	(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備
	6 子ども等の安全の確保	(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
	7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3) 障害児施策の充実
	8 子育てに関する意識の高揚	(1) 少子化、子育てに関する意識啓発の推進



## 第4章 行動計画

### 1 地域における子育ての支援

#### (1) 地域における子育て支援サービスの充実

##### ～柱の考え方～

地域における子育て家庭の孤立化や育児不安の解消等、共働き家庭に限らず、専業主婦家庭やひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、様々な子育て支援のサービスの充実を図ることが必要となっています。

本市は、家庭訪問（妊産婦乳幼児訪問）及び養育支援訪問事業の継続に努めるとともに、放課後児童クラブやファミリー・サポート・センター等、一時預かりに関する事業の拡充を図ります。また、関係機関と連携し、乳幼児健康支援一時預かり（施設型病児病後児保育）の実施を目指します。

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成25年度実績)	平成31年度 目標
家庭訪問(妊産婦乳幼児訪問)	妊産婦、乳幼児などを対象に、保健師、助産師などの家庭訪問による保健指導を実施する。 【今後の方向性】 妊娠期からの切れ目ない支援のネットワークを強化していく。	健康課	指導件数 延 1,512 人	継続
こんにちは赤ちゃん訪問	子育て安心見守り隊が乳児宅を出産のお祝いの品を持って訪問する。母子保健事業や子育て情報などを提供し、また身近な相談者として子育て中の母親の孤立化を防ぐ。 【今後の方向性】 子育て安心見守り隊の家庭訪問から支援の必要な家庭を把握した場合、早期支援につなげる。	健康課	訪問件数 延 189 件	訪問件数 延 200 件
養育支援訪問事業(短期集中支援型)	支援が必要な妊産婦及び乳幼児の家庭に訪問し、専門的な支援または、家事援助を行う。 【今後の方向性】 妊娠期からの切れ目ない支援を強化していく。	健康課	訪問件数 実 27 件 延 409 件	継続

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成25年度実績)	平成31年度 目標
養育支援訪問事業(中期支援型)	食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え特に支援が必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。また育児相談に応じ児童虐待等の早期発見に努める。 【今後の方向性】 支援が必要である家庭に対し安定した児童の養育を確保するため早期からの支援を行う。	子育て支援課	訪問件数 実3件 延13件	継続
地域子育て支援(ひまわりルーム・なのはなルーム)	就園前児童を対象に、親子遊びを通して親子の関わりを援助したり、子育てに関する相談や子育て情報などを提供する。 【今後の方向性】 中部保育園に設置のひまわりルームを新保育園(稲場保育園)に移設し、利用児童やその保護者のニーズに対応し、親子交流や子育てに関する相談等の充実を図る。	子育て支援課	設置箇所数 2箇所 利用者数 7,335組	設置箇所数 3箇所
外国出身ママお料理クラブ	外国人のママを対象に、日本食の調理実習を行いながら文化や慣習、子育てなどに関する情報を提供する。また母子が交流することにより地域の中で孤立することなく過ごすことができるよう支援する。 【今後の方向性】 他事業と統合し、より参加者の要望に沿った内容の充実を努める。	健康課	開催回数 2回 参加人数 21人	多事業と統合
外国出身ママサポート事業	外国人家庭に対して、通訳が保健師等とともに自宅を訪問したり、健康診査等受診の際の保健・健康指導のサポートを行ったりする。 【今後の方向性】 継続した医療機関との連携によりあいち医療通訳システムの紹介とともに、タイムリーな対応方法を検討する。	健康課	実施	継続
双子ちゃん交流会	多胎妊娠の妊婦及び多胎児の保護者の育児不安軽減のため、交流・相談などを行う。 【今後の方向性】 参加できない理由を把握し、支援方法の探求に努める。	健康課	参加組数 親子延22組 妊婦延3人	継続
家庭相談員の配置	家庭における児童の健全育成を図るため、相談員による育成相談及び指導を行う。 【今後の方向性】 スキルの向上のため各種研修会への参加回数増加に努める。	子育て支援課	相談員数 2人	相談員数 2人

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成25年度実績)	平成31年度 目標
赤ちゃんサロン	子育て安心見守り隊のボランティアさんに協力してもらい、ベビーマッサージやベビーピクス、母親同士の交流を行う。 【今後の方向性】 参加できない理由を把握し、支援方法の探求に努める。	健康課	参加人数 延 829 人	参加人数 延 900 人
養育支援事業の訪問員養成及び育成	支援が必要な妊産婦及び乳幼児の家庭に訪問し、専門的な支援、家事援助等を行うための訪問員の養成及び育成を行う。 【今後の方向性】 訪問員のモチベーションを高め、支援レベルの向上に努める。	健康課	訪問員数 22 人	継続
子育て安心見守り隊の養成及び育成	子どもたちや子育てする母親等を地域で応援し、身近な相談者として生後間もない乳児宅を訪問し、母親同士の交流会をサポートできる人材を養成・育成する。 【今後の方向性】 隊員のモチベーションを高め、支援レベルの向上に努める。	健康課	隊員数 36 人	隊員数 40 人
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を受けたい人で行いたい人たちが会員になり、互いに援助しあう会員組織の事業を行う。 【今後の方向性】 広報などで制度をPRし、援助会員拡大を目指す。	子育て支援課	1 箇所 援助会員数 22 人	1 箇所 援助会員数 50 人
子育て短期支援(ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難となったとき、児童養護施設等で一定期間養育する。 【今後の方向性】 現状維持に努める。	子育て支援課	委託施設数 3 箇所	委託施設数 3 箇所
放課後児童クラブ	放課後に保護者のいない家庭の児童に対し市民館、小学校空き教室等において学童保育を行う。 【今後の方向性】 平成27年度から対象学年が6年生までに拡大されることにより、入所希望者がさらに増大することが予想されるため、需要に見合う実施場所の確保に努める。	文化生涯学習課	設置箇所数 11 箇所 利用者数 378 人	設置箇所数 11 箇所 利用者数 392 人
乳幼児健康支援一時預かり(施設型病児病後児保育)の実施	適当な施設の専用スペース等において、病気中の児童、病気回復期にある児童を一時的に預かる。 【今後の方向性】 病院等への委託を検討する。	子育て支援課	未実施	実施箇所数 1 箇所

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成 25 年度実績)	平成 31 年度 目標
コミュニティバス(ぐるりんバス)の運行	子育て支援の一環として、ぐるりんバスの小学生以下運賃を無料で運行する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	子育て支援課 経営企画課	実施	継続

## (2) 保育サービスの充実

## ～柱の考え方～

保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが必要です。

本市は、利用者の状況に応じた保育サービスの充実のため、乳児保育や長時間保育（延長保育）等の拡充を図ります。

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成 25 年度実績)	平成 31 年度 目標
通常保育	就労などのため家庭で保育をすることができない児童を、保護者に代わって保育を実施する。 【今後の方向性】 利用者のニーズに応えられる体制を整え保育の質の向上を図る。 平成 27 年度から就労時間に応じて保育標準時間（11 時間）と保育短時間（8 時間）に区分し実施する。	子育て支援課	3 歳未満児 322 人 3 歳以上児 1,329 人	継続
乳児保育	市内の保育園は 1 歳 6 か月からの受け入れとしているが、生後 10 か月～1 歳 6 か月未満児の保育を実施する。 【今後の方向性】 子育て世帯の状況に応じた実施園の増加、受け入れ年齢の引き下げの実施。	子育て支援課	実施箇所数 5 園	実施箇所数 7 園
特定保育	保護者がパートタイムで働いているなどの理由で、家庭での保育が一時的に困難である場合に、保育所入所の対象にならない子どもを、一時的に預かる。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	子育て支援課	実施	継続
早朝保育(延長保育)	家庭の事情により 8:30 の開園では不都合な場合に、早朝より受け入れを実施する。 【今後の方向性】 平成 27 年度から保育短時間認定を受けた希望者に対し全園で実施する。	子育て支援課	全園 7:30～	継続

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成 25 年度実績)	平成 31 年度 目標
長時間保育(延長保育)	勤務時間等の都合により 16:30 までにお迎えができないような場合に限り、保育時間を延長する。 【今後の方向性】 利用希望の動向に応じた長時間保育園の増加を図る。 平成 27 年度から保育標準時間実施園(7園)で希望者に対し実施する。	子育て支援課	5園 ~19:00 1園 ~18:00	6園 ~19:00 1園 ~18:30
休日保育	保護者が日曜日など休みの日に、一時的に家庭保育が困難となる児童に対し保育を実施する。 【今後の方向性】 実施事業所の委託も含めて検討する。	子育て支援課	未実施	実施箇所数 1箇所
乳幼児健康支援一時預かり(施設型病児病後児保育)の実施【再掲】	適当な施設の専用スペース等において、病気中の児童、病気回復期にある児童を一時的に預かる。 【今後の方向性】 病院等への委託を検討する。	子育て支援課	未実施	実施箇所数 1箇所
一時預かり	保護者の労働、病気、私的理由により一時的に家庭保育が困難となる児童の保育を実施する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	子育て支援課	実施箇所数 4園	実施箇所数 4園
障害児保育	心身の発達に障害や課題のある児童で、健常児と集団生活が可能なる3歳以上児の保育を実施する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	子育て支援課	実施箇所数 全園	実施箇所数 全園
預かり保育(幼稚園)	幼稚園で希望に応じて、教育時間を延長して園児を預かる。 【今後の方向性】 平成 28 年度より幼稚園が認定こども園となり、事業の継続実施に努める。	子育て支援課	実施箇所数 2園	実施箇所数 2園
乳幼児の育児相談(育児サポート)	子育てに関する悩みや疑問などの相談に保育士が対応する。 【今後の方向性】 園庭開放の充実、地域へのPR促進を図る。	子育て支援課	実施箇所数 全園	実施箇所数 全園

(3) 子育て支援のネットワークづくり

～柱の考え方～

近年、家庭や地域を取り巻く社会状況の変化とともに、人々の意識やライフスタイルが変化し、地域とのつながりも希薄になっています。

子育ての孤立化を防ぐためにも、子育て支援サービス等の十分な周知、情報提供、意識啓発が必要です。

本市は、平成 25 年度に開始したPC・スマートフォンに対応したママフレサイトの活用、子育て支援総合ガイドブックや情報誌等の発行をしていきます。

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成 25 年度実績)	平成 31 年度 目標
地域子育て支援団体の情報提供	地域において子育て支援を行っている団体（NPOなど）の情報を収集し、その情報を提供する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	子育て支援課	ママフレサイト開始	継続
子育て支援総合ガイドブックの発行	子育て支援情報を総合的にまとめた子育てガイドブックを作成し、関係機関、希望者等に配布する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	子育て支援課	実施	継続
「子育てガイドブック(ミニサイズ版)」の作成	子育て安心見守り隊が、子育て支援情報を総合的にまとめた子育て支援マップや子育てガイドブック（ミニサイズ版）を作成する。 【今後の方向性】 育児サークルなど内容の充実を図る。	健康課	実施	継続
情報誌等の発行	生涯学習情報誌、健康カレンダー、広報たはら、ホームページなどにより情報を提供する。 【今後の方向性】 各世帯に配布するなど情報の入手手段として効果が高いため継続実施に努める。	文化生涯学習課 健康課 広報秘書課	実施	継続

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成 25 年度実績)	平成 31 年度 目標
子育てネットワーク会議	<p>地域全体で支援する体制をつくることで、母子が孤立しない子育てしやすい環境を目指す。子育て支援関係機関、医療機関、行政関係課がお互いの役割を確認しあい、ネットワーク強化を図る。</p> <p>【今後の方向性】 各機関の課題を共有し、お互いが連携し活気あふれる活動ができるように支援していく。</p>	健康課	実施	継続



## (4) 子どもの健全育成

## ～柱の考え方～

遊びを通しての仲間づくりや社会のルールを守る意識づくりが大切であり、地域において、子どもが自主的に参加し、自由に遊べる居場所をつくることが重要です。

本市は、児童センター（児童館）等の子どもの居場所を提供するとともに、放課後児童クラブや放課後子ども教室の継続、拡充に努めます。

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成25年度実績)	平成31年度 目標
児童センター (児童館)	子どもの居場所づくりに向け、既存の児童館を活用する。 【今後の方向性】 児童館の継続と児童館的機能を備えた移動児童館の推進を図る。	子育て 支援課	児童センター 利用者数 25,728人	継続
校区市民館の 利活用	各校区の市民館に児童館的機能を整備し、児童、保護者、世代間の交流の場、情報交換の場、安心・安全に遊べる場として活用する。 〈サテライト児童館運営事業(仮称)〉 【今後の方向性】 サテライト児童館が校区に根付くよう、継続した移動児童館開催等に努める。	子育て 支援課	移動児童館 年1回開催	継続
青少年健全育 成推進協議会	青少年の健全育成の実践活動を充実させるため、活動方針の検討や連絡調整を実施する。 【今後の方向性】 関係機関との連携を図りながら地域で子ども若者の育成に努める。	文化生涯 学習課	開催回数 3回	開催回数 3回
青少年問題協 議会	青少年の健全育成を図るため、関係機関団体との連絡調整を実施し、運動を推進する。 【今後の方向性】 構成機関の連携を重視した施策の展開を図る。	文化生涯 学習課	開催回数 2回	開催回数 2回

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成 25 年度実績)	平成 31 年度 目標
校区青少年健全育成推進員の設置	<p>青少年の健全育成の実践活動を充実させる。環境整備、パトロール、機関紙の発行、健全育成・家庭教育に関する教室等を開催する。</p> <p>【今後の方向性】 校区の子ども若者を地域で育成に努める。</p>	文化生涯学習課	実施	継続
児童手当（国）	<p>家庭における生活の安定や次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資するため、15 歳以下の児童を養育する保護者等に児童手当を支給する。</p> <p>【今後の方向性】 国制度であり、継続実施に努める。</p>	子育て支援課	支給額 1,140,446,618 円 支給対象 児童数 8,674 人	継続
スポーツ少年団育成補助	<p>スポーツ少年団本部の活動事業を助成し、自主的・積極的な団体活動を促進する。</p> <p>【今後の方向性】 継続実施に努める。</p>	スポーツ課	団体数 33	継続
スポーツ少年団指導者育成	<p>スポーツ少年団の新規の指導者および継続指導者を育成する。</p> <p>【今後の方向性】 継続実施に努める。</p>	スポーツ課	実施	継続
総合型地域スポーツクラブ	<p>身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブで、多世代・多種目・多志向の地域により自主的・主体的に運営される組織の創設・育成を支援する。</p> <p>【今後の方向性】 継続実施に努める。</p>	スポーツ課	実施	継続
児童生徒文化体験教室	<p>児童生徒の文化芸術活動の体験学習を推進する。</p> <p>【今後の方向性】 継続実施に努める。</p>	文化生涯学習課	活動数 23 教室	活動数 25 教室
放課後子ども教室	<p>放課後児童の安心・安全な居場所づくりの実施。スポーツ・文化等の体験の場を提供することにより児童の健全育成を図る。</p> <p>【今後の方向性】 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室のいずれも実施されていない校区については、需要を踏まえて実施の検討を行う。</p>	文化生涯学習課	設置箇所数 7箇所 利用者数 212 人	設置箇所数 7箇所 利用者数 210 人

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成25年度実績)	平成31年度 目標
放課後児童クラブ【再掲】	放課後に保護者のいない家庭の児童に対し市民館、小学校空き教室等において学童保育を行う。 【今後の方向性】 平成27年度から対象学年が6年生までに拡大されることにより、入所希望者がさらに増大することが予想されるため、需用に見合う実施場所の確保に努める。	文化生涯 学習課	設置箇所数 11箇所 利用者数 378人	設置箇所数 11箇所 利用者数 392人
子ども・若者支援地域協議会	不登校・ひきこもり・ニートなどの困難を有する子ども・若者の支援を行う。相談窓口の開設。家庭教育支援の実施。 【今後の方向性】 地域ソーシャルワークの構築に対しての取組を実施する。	文化生涯 学習課	実施	継続

(5) 地域における人材養成

～柱の考え方～

子育て支援の拡充を進めていくためには、行政の取組だけでなく、ボランティアや子育てサークル、育児経験の豊かな方や高齢者など、多様な主体が参画していくことが必要不可欠です。

子育ての担い手となる地域人材の発掘や育成を行い、地域を中心とした子育て支援環境を充実させていきます。

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成 25 年度実績)	平成 31 年度 目標
子育て安心見守り隊の養成及び育成【再掲】	子どもたちや子育てする母親等を地域で応援し、身近な相談者として生後間もない乳児宅を訪問し、母親同士の交流会をサポートできる人材を養成・育成する。 【今後の方向性】 隊員のモチベーションを高め、支援レベルの向上に努める。	健康課	隊員数 36 人	隊員数 40 人
養育支援事業の訪問員養成及び育成【再掲】	支援が必要な妊産婦及び乳幼児の家庭に訪問し、専門的な支援、家事援助等を行うための訪問員の養成及び育成を行う。 【今後の方向性】 訪問員のモチベーションを高め、支援レベルの向上に努める。	健康課	訪問員数 22 人	継続
地域子育て支援団体の情報提供【再掲】	地域において子育て支援を行っている団体（NPO など）の情報を収集し、その情報を提供する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	子育て支援課	ママフレサイト開始	継続
ファミリー・サポート・センター【再掲】	育児の援助を受けたい人で行いたい人たちが会員になり、互いに援助しあう会員組織の事業を行う。 【今後の方向性】 広報などで制度をPRし、援助会員拡大を目指す。	子育て支援課	1 箇所 援助会員数 22 人	1 箇所 援助会員数 50 人

## 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

## (1) 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

## ～柱の考え方～

妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう妊娠期からの継続した支援体制の整備を図ることが必要です。

本市は、妊娠期からの相談事業や周産期医療機関との連携、乳幼児健診、早期の予防接種受診の推進、保健指導の体制の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成25年度実績)	平成31年度 目標
特定不妊治療等支援事業	平成18年度から開始。少子化対策の次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済負担を軽減するため、高度な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に対して、一部を助成する。 【今後の方向性】 より多くの方が治療助成を受けられるようにホームページへの掲載等で住民へのPRに努める。	健康課	実施件数 66件	継続
母子健康手帳の交付	個別交付にて保健師および栄養士による健康教育・相談などを実施する。随時交付にて保健師が個別に情報提供など、保健指導や相談を実施する。 【今後の方向性】 ハイリスク妊婦の支援の充実に努める。	健康課	妊娠届出数 延529人	継続
周産期医療機関との連携による母子支援	周産期医療機関との連携会議及び医療機関保健機関連絡票や電話連絡など保健医療の連携による母子支援を実施する。 【今後の方向性】 妊娠期からの連携体制の充実に努める。	健康課	医療機関からの母子連絡件数 66人	継続
妊婦健康診査	妊娠中の自己管理のため、妊娠期間に公費で健診を受けられる受診券交付を実施する。 【今後の方向性】 母子健康手帳交付時に個別の保健指導や栄養指導とともに継続実施に努める。	健康課	妊婦健診 1～14回	妊婦健診 1～14回

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成 25 年度実績)	平成 31 年度 目標
妊婦歯科検診	市内歯科医療機関において、妊婦への歯周疾患検診や歯科衛生士によるブラッシング指導を実施する。 【今後の方向性】 市内歯科医院、店舗などにポスターを掲示し周知に努める。	健康課	実施数 46.5%	継続
よい子の歯みがき運動	6歳臼歯の保護育成の重要性を伝え、歯の健康づくりに対する意識を高め家庭における口腔の健康管理の充実を図る。 【今後の方向性】 親子に口腔ケアの重要性を伝え、生涯を通じてより良い生活習慣が身につけられるよう指導に努める。	健康課	実施回数 24 回 1,041 人	継続
歯の健康フェスティバル	市内在住の方を対象に、歯科健診及び相談、教育等を実施する。 【今後の方向性】 歯科医師会、豊川保健所等と連携し継続実施に努める。	健康課	実施	継続
喫煙する妊産婦及び家庭の支援事業	喫煙する妊産婦及び家族に対し、母子手帳交付時及び訪問などにおいて禁煙を支援し、妊娠出産リスクと子どもへのタバコによる害を軽減する。また、地域住民への受動喫煙防止を啓発する。 【今後の方向性】 個別の保健指導や栄養指導とともに継続実施に努める。	健康課	実施	継続
情報誌等の発行【再掲】	生涯学習情報誌、健康カレンダー、広報たはら、ホームページなどにより情報を提供する。 【今後の方向性】 各世帯に配布するなど情報の入手手段として効果が高いため継続実施に努める。	文化生涯 学習課  健康課  広報 秘書課	実施	継続
家庭訪問(妊産婦乳幼児訪問) 【再掲】	妊産婦、乳幼児などを対象に、保健師、助産師などの家庭訪問による保健指導を実施する。 【今後の方向性】 妊娠期からの切れ目ない支援のネットワークを強化していく。	健康課	指導件数 延 1,512 件	継続

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成25年度実績)	平成31年度 目標
こんにちは赤ちゃん訪問【再掲】	子育て安心見守り隊が乳児宅を出産のお祝いの品を持って訪問する。母子保健事業や子育て情報などを提供し、また身近な相談者として子育て中の母親の孤立化を防ぐ。 【今後の方向性】 子育て安心見守り隊の家庭訪問から支援の必要な家庭を把握した場合、早期支援につなげる。	健康課	訪問件数 延 189 件	訪問件数 延 200 件
養育支援訪問事業(短期集中支援型)【再掲】	支援が必要な妊産婦及び乳幼児の家庭に訪問し、専門的な支援または、家事援助を行う。 【今後の方向性】 妊娠期からの切れ目ない支援を強化していく。	健康課	訪問件数 実 27 件 延 409 件	継続
養育支援訪問事業(中期支援型)【再掲】	食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え特に支援が必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。また育児相談に応じ児童虐待等の早期発見に努める。 【今後の方向性】 支援が必要である家庭に対し安定した児童の養育を確保するため早期からの支援を行う。	子育て支援課	訪問件数 実 3 件 延 13 件	継続
育児相談	保護者の育児上の不安や悩みに対して、栄養士や助産師、保健師などの専門職により、妊産婦や保護者、子どもの発達状態に応じた保健指導を実施する。 【今後の方向性】 育児不安の解決、孤立予防のための支援に努める。	健康課	実施回数 24 回 1,662 人	継続
乳幼児健康診査	乳児健診について母子健康手帳交付時に乳児健康診査受診券を交付し、1か月児と8～10か月児を目安に健診の受診を促進する。4か月児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診を集団健診にて実施する。 【今後の方向性】 未受診者に対し、統一した対応が取れるようマニュアル等を作成。必要時、早期に介入できるよう支援体制の整備に努める。	健康課	4か月児健診 98.5% 1歳6か月児健診 98% 3歳児健診 97.1%	未受診の把握も含めて 100%

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成25年度実績)	平成31年度 目標
幼児歯科健康 診査	1歳児・1歳6か月児・2歳児・3歳児健診時に歯科健診を実施する。 【今後の方向性】 個別指導だけではなく、集団指導にも力を注ぐ。関係機関と連携を図り総合的支援に努める。	健康課	有病率(%) 1歳児健診 0.4% 1歳6か月児健診 1.9% 2歳児健診 5.8% 3歳児健診 20.4%	継続
予防接種	乳幼児を対象にヒブ、肺炎球菌、4種混合、ポリオ、BCG、MR、麻疹、風しん、日本脳炎、水痘の個別接種を実施する。児童生徒を対象に日本脳炎、2種混合、HPVの個別接種を実施する。 【今後の方向性】 全体の接種率向上に努める。	健康課	乳幼児期の 接種率 92.1% MR2期の 接種率 96.9%	継続
フッ化物洗口 事業	保育園年長児及び小学生の希望者を対象にフッ化物の洗口を実施する。 【今後の方向性】 未実施の園、小学校に働きかけ協力の依頼を推進する。	健康課	実施箇所数 21園 19小学校	継続



## (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

## ～柱の考え方～

近年、十代の自殺や不健康やせ等の思春期の課題の重要性を認識した保健対策の充実や、人工中絶や性感染症の増加、薬物乱用、飲酒・喫煙等についての未然防止や早期発見が必要となってきています。

本市は、心の相談員など専門家の配置、啓発活動を継続するとともに、児童生徒及び保護者に対してもきめ細やかな相談対応、指導に努めます。

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成25年度実績)	平成31年度 目標
薬物乱用防止の啓発	児童の健全育成のため、薬物乱用防止に向けて啓発活動を行う。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	学校教育課	実施箇所数 全校	実施箇所数 全校
教育活動支援員の配置	小学校児童の学習や生活の支援を行う。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	学校教育課	実施箇所数 全小学校	実施箇所数 全小学校
心の教室相談員の配置	各学校で、ひきこもり・不登校等の問題を抱えた児童生徒と保護者に対して、きめ細かな相談、指導、助言をしていく。 【今後の方向性】 相談時間数の増加に努める。	学校教育課	実施箇所数 全中学校	実施箇所数 全中学校
適応指導教室	ひきこもり・不登校等の問題を抱えた児童生徒と保護者に対して、きめ細かな相談、指導、助言をしていく。 【今後の方向性】 運営員の増員に努める。	学校教育課	相談員数 2人	運営員数 3人
教育相談室	ひきこもり・不登校等の問題を抱えた児童生徒と保護者に対して、学校、関係機関との連携を図りながら、きめ細かな相談、指導、助言をしていく。 【今後の方向性】 相談時間の確保に努める。	学校教育課	カウンセラー数 3人 相談員数 3人	カウンセラー数 3人 相談員数 4人

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成 25 年度実績)	平成 31 年度 目標
子ども・若者支援地域協議会 【再掲】	不登校・ひきこもり・ニートなどの困難を有する子ども・若者の支援を行う。相談窓口の開設。家庭教育支援の実施。 【今後の方向性】 地域ソーシャルワークの構築に対しての取組を実施する。	文化生涯学習課	実施	継続
健康教育	小・中学校の学校保健委員会や授業等において、「命の大切さ」「命の誕生」「妊婦体験」「喫煙防止」など、さまざまな思春期の問題について健康教育を行う。 【今後の方向性】 講話による知識普及とともに自ら健康な生活がおくれるような意識啓発に努める。	健康課	実施	継続

## (3) 食育の推進

## ～柱の考え方～

食は生活の基本であり、食生活の乱れは、子どもの心や体の健やかな成長を妨げる大きな原因となります。学童期の肥満や思春期やせ等、身体の問題が子どもたちに生じている現状にかんがみ、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着、食を通じての家族の絆の醸成と家庭づくりの大切さが指摘されています。

本市は、食への関心を高めるために、親子料理教室の実施や保育園や小学校での食の体験等を通じ食育を推進し、普及啓発に努めます。また、地域意識の向上も含め、地産地消を推進します。

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成25年度実績)	平成31年度 目標
母子健康手帳 交付時における 栄養相談	母子健康手帳交付時において、栄養士による妊娠中の栄養指導及び相談を実施する。 【今後の方向性】 低出生体重児の減少を図る。	健康課	実施人数 延 543 人	継続
離乳食教室前 期	母乳から固形食栄養への移行に必要なそしゃく能力や味覚形成の基礎を作る離乳食の知識を習得させるため、離乳食講習を実施する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	健康課	実施回数 18 回 211 人	継続
離乳食教室後 期	月齢が進むと、離乳食の回数が増えて離乳食から栄養をとる割合も増すため、食事の栄養バランスが必要になる。8～11 か月の乳児を対象に離乳食教室を開催する。 【今後の方向性】 母親が安心して離乳食を進めていけるよう支援に努める。	健康課	実施回数 年 6 回 47 人	継続
親子料理教室	小学生とその保護者を対象に、講話、調理実習などを実施する。 【今後の方向性】 開催回数や時期など継続実施に努める。	健康課	実施回数 4 回 52 組 120 人	継続

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成25年度実績)	平成31年度 目標
食の体験（栽培・調理）	<p>保育園や小学校で季節の野菜などを栽培したり、収穫したものをみんなで食べたりして、食への関心を深める。</p> <p>【今後の方向性】 継続実施に努める。</p>	<p>子育て支援課</p> <p>学校教育課</p>	<p>実施箇所数 全園 全小学校</p>	<p>実施箇所数 全園 全小学校</p>
食育の普及・啓発	<p>一般市民を対象に、食育講演会及び野菜ソムリエと連携した親子体験食農イベントなどを開催し、食と農への関心を深める。</p> <p>【今後の方向性】 食育講演会を健康課の開催するイベントと同時開催に努める。</p>	農政課	<p>実施回数 1回</p>	<p>実施回数 2回</p>
母子栄養強化事業	<p>妊産婦及び乳幼児の栄養強化が必要な者に対し、牛乳又は粉ミルクの支給を行う。</p> <p>【今後の方向性】 個別の保健指導や栄養指導とともに継続実施に努める。</p>	健康課	実施	継続
新給食センター運営	<p>新給食センターにおいて、見学コースや体験コーナー等を利用して、見学・試食を実施し食育を推進する。また、地元生産者団体等と連携し、地元食材を活用した地産地消を推進する。</p> <p>【今後の方向性】 引き続き地元生産者団体等と連携し、地元食材の活用や新たな食材の確保に努める。</p>	教育総務課	<p>地元食材使用割合 14%</p>	<p>地元食材使用割合 15%</p>

## (4) 小児医療の充実

## ～柱の考え方～

安心して子どもを生み、健やかに育てることができる環境づくりを推進するうえで、小児医療体制を充実させることは重要です。専門医が少ない中、病気の診断や治療のみならず、子どもの発達状態の確認や、子育て相談等、地域で小さいころからよく知るかかりつけ医を持つことで、安心にもつながります。

本市は、かかりつけ医を持つことの普及啓発、子ども医療費の助成の継続に努めます。

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成25年度実績)	平成31年度 目標
かかりつけ医を持つ啓発活動	乳幼児健診において自己管理とかかりつけ医を持つための啓発活動を実施する。 【今後の方向性】 医師確保の課題検討とともに継続実施に努める。	健康課	実施	継続
小児救急電話相談の周知及び医療機関のかかり方について啓発	母子健康手帳発行時及び新生児訪問及び乳幼児健診等において、小児救急電話相談（#8000）の周知及び病気のときの医療機関へのかかり方について啓発する。 【今後の方向性】 医師確保の課題検討とともに継続実施に努める。	健康課	実施	継続
パパママ普通救命講習会	保護者を対象に、子どもの事故防止について知識の普及や環境整備、救命方法について講義と実技を行い、救命技術を習得する。 【今後の方向性】 アンケート結果から参加者の声を講話内容やPRチラシに反映させる。平成26年度以降、消防署、赤羽根分署、渥美分署で年各1回ずつ実施する。	消防課 健康課	実施回数 3回	実施回数 3回

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成 25 年度実績)	平成 31 年度 目標
子ども医療費 の助成	15 歳になる年の年度末までの者を 対象に医療費の自己負担分につい て助成する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	保険年 金課	対象者数 8,502 人 226,077,746 円	継続

## 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

## (1) 次代の親の育成

## ～柱の考え方～

少子化、核家族化の影響で、数少ない兄弟姉妹の中で育ち、子ども同士が集団で過ごす機会が減少してきています。人間関係を構築する力が弱くなってきており、家庭及び学校での教育環境の整備を含め、将来、家庭を築き、子どもを生き育てるといふ喜びを伝えていくことが必要です。

本市は、赤ちゃんふれあい体験学習を実施し、社会性を学習する場の充実に努めます。

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成25年度実績)	平成31年度 目標
赤ちゃんふれあい体験学習	小中学生を対象に、乳幼児とのふれあい体験を実施し、命の大切さや自己肯定感を高める。赤ちゃんへの接し方や命について事前学習する。 【今後の方向性】 命の尊さ、家族や友人を思いやる気持ちを育てる機会として継続実施に努める。	健康課 学校教育課	実施	継続

## (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

### ～柱の考え方～

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校の教育環境等の整備に努める必要があります。

本市は、学校教育、幼児教育の充実に努めるとともに、体験や交流を通し、児童の豊かな心身の育成に努めます。

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成 25 年度実績)	平成 31 年度 目標
学校評議員制度の活用	学校評議員制度の活用等による地域に根ざした特色ある学校づくりを推進する。 【今後の方向性】 引き続き家庭や地域と連携協力して、子どもの健やかな成長を図る。	教育総務課	実施箇所数 全校	実施箇所数 全校
就学前保育・教育の充実	乳幼児期にふさわしい遊びや体験を通して生活や学びの基礎を培い、学童期に連続していくよう内容を充実する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	子育て支援課	実施箇所数 全園	実施箇所数 全園
少人数指導等非常勤講師の配置	少人数指導により、児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導の充実に努める。 【今後の方向性】 時間数の増加を図る。	学校教育課	講師数 15 人	講師数 15 人
私たちの道徳配布(国)	道徳補助教材「私たちの道徳」を配布し、活用することで、道徳指導の工夫改善を図る。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	学校教育課	実施箇所数 全校	実施箇所数 全校
家庭教育講習会	小・中学校で講演会を開催し、家庭教育推進の意欲向上を図る。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	文化生涯学習課	実施箇所数 11 校	実施箇所数 20 校
教育活動支援員の配置【再掲】	小学校児童の学習や生活の支援を行う。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	学校教育課	実施箇所数 全小学校	実施箇所数 全小学校



事業名	事業内容	担当課	現状 (平成25年度実績)	平成31年度 目標
心の教室相談員の配置【再掲】	各学校で、ひきこもり・不登校等の問題を抱えた児童生徒と保護者に対して、きめ細かな相談、指導、助言をしていく。 【今後の方向性】 相談時間数の増加に努める。	学校教育課	実施箇所数 全中学校	実施箇所数 全中学校
適応指導教室【再掲】	ひきこもり・不登校等の問題を抱えた児童生徒と保護者に対して、きめ細かな相談、指導、助言をしていく。 【今後の方向性】 運営員の増員に努める。	学校教育課	相談員数 2人	運営員数 3人
教育相談室【再掲】	ひきこもり・不登校等の問題を抱えた児童生徒と保護者に対して、学校、関係機関との連携を図りながら、きめ細かな相談、指導、助言をしていく。 【今後の方向性】 相談時間の確保に努める。	学校教育課	カウンセラー数 3人 相談員数 3人	カウンセラー数 3人 相談員数 4人
幼児期家庭教育の推進	幼児教室等の開催により、幼児を持つ親を対象に、発達段階をおさえた子育ての課題に取り組む。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	文化生涯学習課	実施箇所数 19園	実施箇所数 全園
放課後子ども教室【再掲】	放課後児童の安心・安全な居場所づくりの実施。スポーツ・文化等の体験の場を提供することにより児童の健全育成を図る。 【今後の方向性】 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室のいずれも実施されていない校区については、需要を踏まえて実施の検討を行う。	文化生涯学習課	設置箇所数 7箇所 利用者数 212人	設置箇所数 7箇所 利用者数 210人
学校・家庭・地域連携による共育事業	地域との連携による学校支援体制の構築。キャリア教育の充実。体験学習の充実。 【今後の方向性】 より良い体制の構築を検討しながら実施に努める。	学校教育課	実施	継続

### (3) 家庭や地域の教育力の向上

#### ～柱の考え方～

少子化、核家族化による地域とのつながりの希薄化、親の家庭教育に関する考え方の変化等により、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっています。

本市は、それぞれの家庭が置かれている状況やニーズを踏まえ、自主性を尊重しつつ、家庭教育に関する相談や教室等、保護者に対して学習機会を提供し、家庭や教育力の向上に努めます。

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成 25 年度実績)	平成 31 年度 目標
健康教育【再掲】	小・中学校の学校保健委員会や授業等において、「命の大切さ」「命の誕生」「妊婦体験」「喫煙防止」など、さまざまな思春期の問題について健康教育を行う。 【今後の方向性】 講話による知識普及とともに自ら健康な生活がおくれるような意識啓発に努める。	健康課	実施	継続
家庭相談員の配置【再掲】	家庭における児童の健全育成を図るため、相談員による育成相談及び指導を行う。 【今後の方向性】 スキルの向上のため各種研修会への参加回数増加に努める。	子育て支援課	相談員数 2 人	相談員数 2 人

## (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

## ～柱の考え方～

テレビ、インターネットをはじめ、様々な情報が身近なところで手軽に入手できる環境にあり、また、スマートフォンの普及とともに長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイトを通じた犯罪等が問題となっています。

本市は、青少年健全育成推進協議会などが中心となって、地域住民や関係機関・団体との連携強化による青少年の安全・安心な生活や保護者に対する普及啓発を推進します。

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成25年度実績)	平成31年度 目標
青少年健全育成推進協議会【再掲】	青少年の健全育成の実践活動を充実させるため、活動方針の検討や連絡調整を実施する。 【今後の方向性】 関係機関との連携を図りながら地域で子ども若者の育成に努める。	文化生涯学習課	開催回数 3回	開催回数 3回
校区青少年健全育成推進員の設置【再掲】	青少年の健全育成の実践活動を充実させる。環境整備、パトロール、機関紙の発行、健全育成・家庭教育に関する教室等を開催する。 【今後の方向性】 校区の子ども若者を地域で育成に努める。	文化生涯学習課	実施	継続

4 子育てを支援する生活環境の整備

(1) 良質な住宅・住宅環境の確保

～柱の考え方～

子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるような住環境が必要です。

子育て世帯の居住の安定の確保を図るため、民間賃貸住宅との役割分担を明確にし、定住促進に向けた良質な住宅に関する情報提供も必要です。

本市は、子育て世代の定住に向けた住宅供給を促進します。

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成 25 年度実績)	平成 31 年度 目標
公営住宅の建替	公営住宅として建替えにより住環境を整備する。 【今後の方向性】 高木住宅について平成 28 年度実施設計を行い平成 29 年度に一部解体と建設を始め、3 年計画で順次建て替えと既入居者の転居を進め、平成 31 年度の建設完了を目指す。	建築課	実施	建設完了

(2) 子どもと子育て家庭に快適なまちづくりの推進

～柱の考え方～

安心して子育てをするためには、子どもを連れていても気軽に外出できる快適な生活環境を整備する必要があります。

本市は、人にやさしい街づくりの推進による公共施設等のハード面におけるバリアフリー化の継続や、妊産婦等への理解を深めるソフト面でのバリアフリー化に努め、子どもと子育て家庭が快適に過ごせるまちづくりを推進します。

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成25年度実績)	平成31年度 目標
人にやさしい街づくりの推進	全ての住民が地域で暮らし続けることができるようハード・ソフト両面からバリアフリーのまちづくりを推進する。 【今後の方向性】 必要と認められた公共施設のEV設置等のバリアフリー化の継続と人にやさしい街づくり歩行空間ネットワークの整備や、観光地等のバリアフリー化等を行う。	建築課	東三河5市連携講座開催 渥美運動公園体育館バリアフリー化	東三河5市連携講座参画
公共・民間施設等における受動喫煙防止対策の推進	受動喫煙防止についての知識普及・啓発及び受動喫煙防止対策実施認定施設(県事業)の申請を推進する。 【今後の方向性】 医師会や職域などとも連携し健康教育の幅を広げていく。	健康課	実施施設数 258施設	継続
コミュニティバス(ぐるりんバス)の運行	日常生活における地域内・市内市街地への移動手段を確保するため、路線バスを補完してぐるりんバスを運行する。 【今後の方向性】 競合解消のため、ぐるりんバスの路線・運賃の見直しを地域と協働で推進する。	経営企画課	対象数 8路線	未定

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成 25 年度実績)	平成 31 年度 目標
公園・広場の整備・点検	<p>子どもが安心して遊べる場として、公園や広場を整備（遊具の点検修理等を含む）し、住みやすい住環境を整える。</p> <p>【今後の方向性】 継続実施に努める。</p>	<p>子育て支援課</p> <p>維持管理課</p> <p>農政課</p> <p>スポーツ課</p>	<p>児童遊園 12 箇所</p> <p>公園 51 箇所</p> <p>広場等 35 箇所</p> <p>緑地 25 箇所</p>	継続

## 5 職業生活と家庭生活との両立の推進

## (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

## ～柱の考え方～

近年の社会状況の変化による家族観やライフスタイルの多様化に伴い、仕事と生活の調和の実現については、国の「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むことや、国や地方公共団体が支援することなどにより、社会全体の運動として広げていく必要があります。

本市は、今後も企業に対し、ワーク・ライフ・バランスに対する理解を求め、労働時間の短縮に向けた活動を促進し、市民に対してはワーク・ライフ・バランスの普及啓発に努めます。

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成25年度実績)	平成31年度 目標
企業との連携による次世代育成支援対策の推進	「行動計画」を策定している企業等を含めて互いに連携し、次世代育成支援対策を推進する。 【今後の方向性】 広報などで制度をPRし、参加企業拡大を図る。	子育て支援課	未実施	実施
男女共同参画の啓発	男女が、性別に関係なく個性と能力が発揮できるような男女共同参画社会の実現を目指して、市民等に男女共同参画社会についての考えを広く周知し、意識啓発を図る。 【今後の方向性】 現行体制で継続実施に努める。	市民協働課	実施回数 年2回	実施回数 年2回

## (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

### ～柱の考え方～

近年、女性の就労率の上昇や育児休業制度、保育サービスの充実などにより、共働きの子育て家庭が増えています。また、現在就労していない母親でも潜在的な就労意向を持つ人が多くなっています。このため、ニーズを踏まえた保育サービスの提供体制を整備する必要があります。

本市は、保育サービス及び放課後児童クラブの拡充、長時間保育の延長など多様な働き方に対応した子育て支援に努めます。

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成 25 年度実績)	平成 31 年度 目標
通常保育【再掲】	就労などのため家庭で保育をすることができない児童を、保護者に代わって保育を実施する。 【今後の方向性】 利用者のニーズに応えられる体制を整え保育の質の向上を図る。 平成 27 年度から就労時間に応じて保育標準時間（11 時間）と保育短時間（8 時間）に区分し実施する。	子育て支援課	3 歳未満児 322 人 3 歳以上児 1,329 人	継続
乳児保育【再掲】	市内の保育園は 1 歳 6 か月からの受け入れとしているが、生後 10 か月～1 歳 6 か月未満児の保育を実施する。 【今後の方向性】 子育て世帯の状況に応じた実施園の増加、受け入れ年齢の引き下げの実施。	子育て支援課	実施箇所数 5 園	実施箇所数 7 園
特定保育【再掲】	保護者がパートタイムで働いているなどの理由で、家庭での保育が一時的に困難である場合に、保育所入所の対象にならない子どもを、一時的に預かる。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	子育て支援課	実施	継続



事業名	事業内容	担当課	現状 (平成25年度実績)	平成31年度 目標
早朝保育(延長保育)【再掲】	家庭の事情により8:30の開園では不都合な場合に、早朝より受け入れを実施する。 【今後の方向性】 平成27年度から保育短時間認定を受けた希望者に対し全園で実施する。	子育て支援課	全園 7:30~	継続
長時間保育(延長保育)【再掲】	勤務時間等の都合により16:30までにお迎えができないような場合に限り、保育時間を延長する。 【今後の方向性】 利用希望の動向に応じた長時間保育園の増加を図る。 平成27年度から保育標準時間実施園(7園)で希望者に対し実施する。	子育て支援課	5園 ~19:00 1園 ~18:00	6園 ~19:00 1園 ~18:30
休日保育【再掲】	保護者が日曜日など休みの日に、一時的に家庭保育が困難となる児童に対し保育を実施する。 【今後の方向性】 実施事業所の委託を検討する。	子育て支援課	未実施	実施箇所数 1箇所
一時預かり【再掲】	保護者の労働、病気、私的理由により一時的に家庭保育が困難となる児童の保育を実施する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	子育て支援課	実施箇所数 4園	実施箇所数 4園
障害児保育【再掲】	心身の発達に障害や課題のある児童で、健常児と集団生活が可能なる3歳以上児の保育を実施する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	子育て支援課	実施箇所数 全園	実施箇所数 全園
ファミリー・サポート・センター【再掲】	育児の援助を受けたい人で行いたい人たちが会員になり、互いに援助しあう会員組織の事業を行う。 【今後の方向性】 広報などで制度をPRし、援助会員拡大を目指す。	子育て支援課	1箇所 援助会員数 22人	1箇所 援助会員数 50人
放課後児童クラブ【再掲】	放課後に保護者のいない家庭の児童に対し市民館、小学校空き教室等において学童保育を行う。 【今後の方向性】 平成27年度から対象学年が6年生までに拡大されることにより、入所希望者がさらに増大することが予想されるため、需要に見合う実施場所の確保に努める。	文化生涯学習課	設置箇所数 11箇所 利用者数 378人	設置箇所数 11箇所 利用者数 392人

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成25年度実績)	平成31年度 目標
子育て短期支援(ショートステイ)【再掲】	保護者の疾病等の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難となったとき、児童養護施設等で一定期間養育する。 【今後の方向性】 現状維持に努める。	子育て支援課	委託施設数 3箇所	委託施設数 3箇所
男女共同参画の啓発【再掲】	男女が、性別に関係なく個性と能力が発揮できるような男女共同参画社会の実現を目指して、市民等に男女共同参画社会についての考えを広く周知し、意識啓発を図る。 【今後の方向性】 現行体制で継続実施に努める。	市民協働課	実施回数 年2回	実施回数 年2回

## 6 子ども等の安全の確保

## (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

## ～柱の考え方～

子どもの安全を守るには、警察、保育所、学校等との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教育に力を入れるとともに、子どもたちが安全に通行できる道路環境の整備が重要であり、総合的な交通事故防止対策を推進することが必要です。

本市は、交通安全教室における園児対象の交通安全教育や地域における通学時の交通安全指導に努めます。

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成25年度実績)	平成31年度 目標
交通安全教室	保育園単位で園児を対象に、市交通公園で交通安全教室を開催する。 【今後の方向性】 現行体制で継続実施に努める。	市民協働課	実施回数 73回	継続
交通安全指導	ゼロの日、交通安全週間等における通学時の街頭指導を推進する。 【今後の方向性】 現行体制で継続実施に努める。	市民協働課	実施	継続

## (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

### ～柱の考え方～

ライフスタイルの多様化などに伴う地域社会の犯罪抑止機能の低下により、子どもが犯罪に巻き込まれる事件が多くなっています。子どもを犯罪等の被害から守るため、市民に犯罪等に関する情報提供や学校関係者やボランティア等の関係機関・団体との連携が必要です。

本市は、青少年健全育成推進員を設置するとともに、防犯ボランティア活動を推進し、防犯に関する意識啓発に努めます。

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成 25 年度実績)	平成 31 年度 目標
防犯ボランティア活動	保育園・幼稚園・小学校・中学校での安全指導や児童生徒の登下校時の巡回による安全確保のためのボランティア活動の支援を行う。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	文化生涯学習課 市民協働課	実施	継続
校区青少年健全育成推進員の設置【再掲】	青少年の健全育成の実践活動を充実させる。環境整備、パトロール、機関紙の発行、健全育成・家庭教育に関する教室等を開催する。 【今後の方向性】 校区の子ども若者を地域で育成に努める。	文化生涯学習課	実施	継続
薬物乱用防止の啓発【再掲】	児童の健全育成のため、薬物乱用防止に向けて啓発活動を行う。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	学校教育課	実施箇所数 全校	実施箇所数 全校
安心・安全ほっとメール(防犯情報)	児童・生徒を対象とした不審者情報を広く関係者に周知するため、メールで情報発信する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	学校教育課 市民協働課	実施	継続

## 7 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進

## (1) 児童虐待防止対策の充実

## ～柱の考え方～

近年の少子化や地域における連帯感の希薄化などにより、母親の多くは育児のあらゆる場面において、様々な不安を抱えています。また、親自身の精神的な問題や生活上のストレスなどの様々な要因が重なり、わが子を虐待してしまう親の増加が問題となっています。虐待は、子どもの人権を侵害し、子どもの心身の成長や人格形成に重大な影響を及ぼすことになり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本市は、関係機関と連携し、当該家庭の実態把握に努めるとともに、児童虐待の早期発見、早期対応に努め、子育てに関する相談体制や支援が必要な家庭を訪問し、指導、助言を行います。また、一時預かりに関する事業などサービスの充実を図り、児童虐待の未然防止に努めます。

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成 25 年度実績)	平成 31 年度 目標
児童虐待防止 対策事業	田原市要保護児童対策地域協議会における関係各課、機関との連携、情報交換による児童虐待の早期発見、防止活動、援助活動及び啓発活動を行う。(平成 18 年度に地域協議会を設置。) 【今後の方向性】 継続実施に努める。	子育て 支援課	実務者会議 12 回 代表者会 1 回 個別ケース 検討会 6 回	継続
主任児童委員、 民生児童委員 との連携	児童虐待の早期発見、早期対応のため、主任児童委員、民生児童委員と積極的に連携するとともに、オレンジリボンキャンペーンなど啓発活動を行う。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	子育て 支援課	連携継続主任 児童委員 7 人 民生児童委員 109 人	継続
養育支援訪問 事業(短期集中 支援型)【再掲】	支援が必要な妊産婦及び乳幼児の家庭に訪問し、専門的な支援または、家事援助を行う。 【今後の方向性】 妊娠期からの切れ目ない支援を強化していく。	健康課	訪問件数 実 27 件 延 409 件	継続

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成 25 年度実績)	平成 31 年度 目標
養育支援訪問事業(中期支援型)【再掲】	食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え特に支援が必要と認められる家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。また育児相談に応じ児童虐待等の早期発見に努める。 【今後の方向性】 支援が必要である家庭に対し安定した児童の養育を確保するため早期からの支援を行う。	子育て支援課	訪問件数 実 3 件 延 13 件	継続
子育て短期支援(ショートステイ)【再掲】	保護者の疾病等の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難となったとき、児童養護施設等で一定期間養育する。 【今後の方向性】 現状維持に努める。	子育て支援課	委託施設数 3 箇所	委託施設数 3 箇所
一時預かり【再掲】	保護者の労働、病気、私的理由により一時的に家庭保育が困難となる児童の保育を実施する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	子育て支援課	実施箇所数 4 園	実施箇所数 4 園
ファミリー・サポート・センター【再掲】	育児の援助を受けたい人で行いたい人たちが会員になり、互いに援助しあう会員組織の事業を行う。 【今後の方向性】 広報などで制度をPRし、援助会員拡大を目指す。	子育て支援課	1 箇所 援助会員数 22 人	1 箇所 援助会員数 50 人

## (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

## ～柱の考え方～

離婚の増加などにより、母子・父子などひとり親家庭は増加傾向にあります。これらの世帯は、経済的、社会的、精神的に不安定な状態になりやすく、家庭生活においても多くの問題を抱えているケースは少なくありません。

本市は、ひとり親家庭に対し、就業支援や医療費の助成など、引き続き経済的支援に努めます。ひとり親家庭が抱える様々な問題に対して適切な対応ができるよう、相談、支援体制の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成 25 年度実績)	平成 31 年度 目標
母子家庭等医療費の助成	18 歳以下の子どもを扶養する母子・父子家庭および父母のない 18 歳以下の子どもを対象に、子どもが 18 歳になる年の年度末まで医療費の自己負担分について助成する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	保険年金課	対象者数 971 人 30,567,972 円	継続
遺児手当(県・市)	母子家庭等の生活の安定と児童の健全育成を図るため、18 歳以下の児童を養育する保護者等に児童が 18 歳になる年の年度末まで県及び市遺児手当を支給する。 【今後の方向性】 対象世帯横ばいで推移しており今後も継続に努める。	子育て支援課	受給者数 474 人	継続
児童扶養手当(国)	母子家庭等の生活の安定と児童の健全育成を図るため、18 歳以下の児童を養育する保護者等に児童が 18 歳になる年の年度末まで児童扶養手当を支給する。 【今後の方向性】 国庫補助事業でもあり、今後も継続に努める。	子育て支援課	受給者数 367 人	継続

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成 25 年度実績)	平成 31 年度 目標
母子・父子家庭 クリスマス会	母子・父子家庭の交流及び親子のコミュニケーションを図るとともに、レクリエーション活動（ケーキづくり、ゲーム）を実施する。 【今後の方向性】 民間委託も含めた事業内容の検討を図る。	子育て支援課	開催回数 1 回 参加親子数 114 人	継続
母子家庭等の 就業支援	母子家庭等の雇用の安定と就職の促進のため、母子家庭等自立支援給付金を支給する。 【今後の方向性】 積極的に周知を図り、潜在的な希望者の掘り起こしに努める。	子育て支援課	受給者数 2 人	継続
母子家庭等日 常生活支援	母子家庭等の親が疾病等により、一時的に家事、保育等の日常生活に支障が生じた場合に支援サービスを実施する。 【今後の方向性】 制度の周知をし、ひとり親家庭の生活の充実を図る。	子育て支援課	支援回数 0 日	継続
母子・父子自立 支援員の配置	母子・父子家庭の自立に関する諸問題について支援員を配置し、相談・助言・指導を行う。 【今後の方向性】 ハローワークとの連携により積極的な就業支援を行い、自立を促す。	子育て支援課	支援員数 1 人	支援員数 1 人



### (3) 障害児施策の充実

#### ～柱の考え方～

子どもの障害や発達の課題を早期に発見・把握し、円滑に療育へつなげていくことが重要です。また、障害児の健全な発達を支援し、地域で安心して生活できるよう関連機関との連携や、サービスの充実、保護者に対する育児相談の推進等、家族への支援も併せて行うことが必要です。発達障害を含む障害のある児童生徒には、最大限の可能性を伸ばし、自立を促し、一人ひとりのニーズに応じた適切な教育支援を行うことが必要です。

本市は、子どもの状況に応じた支援やその保護者に対する相談事業の実施、障害者総合支援法等に基づく福祉サービスと連携した子育て支援の充実に努めます。障害や発達に課題のある子どもへの幼児期から成人期までの一貫した相談機能の確保や、発達相談の機能・体制を充実させるとともに、スタッフの専任化、支援体制の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成25年度実績)	平成31年度 目標
発達、療育相談 (子どもの心の健康相談)	就学前の児童とその保護者を対象に子どもの心の成長発達に対する相談を行う。 【今後の方向性】 発達検査の実施、専門医療機関への紹介により保護者のニーズに添った支援に努める。	健康課	実施回数 49回 62人	継続
ひよこ教室・めろんちゃん教室(健診事後指導教室)	対象児と保護者が遊びを通して触れ合うことにより、良好な親子関係を築き、児の発達を促す。臨床心理士や言語聴覚士などの専門的な個別相談も実施している。(1歳6か月～2歳6か月児対象) 【今後の方向性】 臨床心理士、言語聴覚士による個別相談を充実させ、より母子に寄り添った支援に努める。	健康課	実施回数 46回 803人	継続

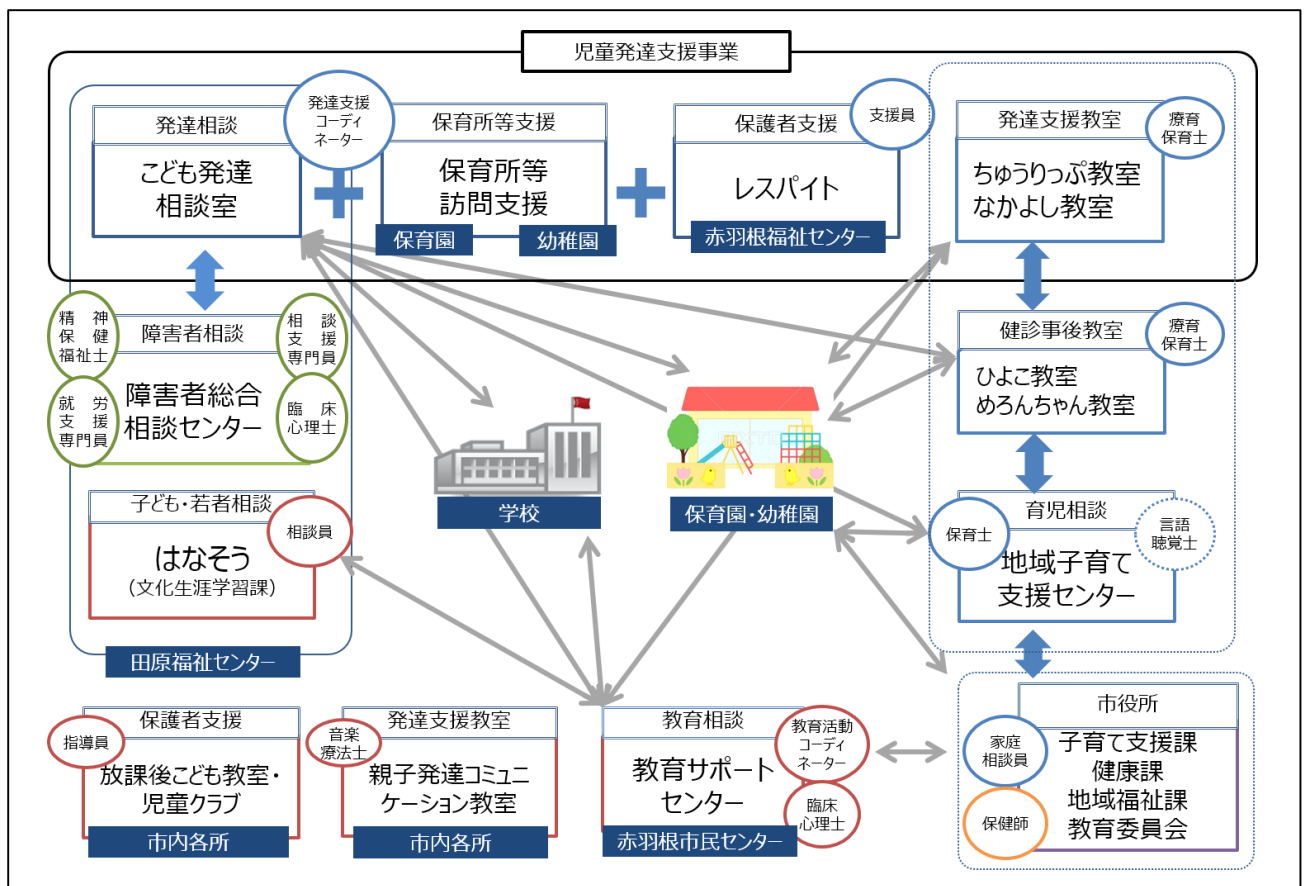
事業名	事業内容	担当課	現状 (平成 25 年度実績)	平成 31 年度 目標
ちゅうりっぷ 教室（発達支 援）	心身の発達支援が必要である児童 に対し、就園に向けて社会生活適 応能力と基本生活習慣の自立促進を 図る。保護者の育児能力を高め、家 庭における療育の質の向上を図る。 (2 歳 6 か月～就園前児対象) 【今後の方向性】 2 箇所で開催している教室を 1 箇 所に拠点化し、より効率的な療育の 推進を図る。	子育て 支援課	実施箇所数 2 教室 毎週 2 回	実施箇所数 1 拠点 週 4 回
なかよし教室 (発達支援)	心身の発達に課題のある児童に対 し、集団療育による社会生活適 応能力と基本生活習慣の自立促進を 図る。保護者の育児能力を高め、家 庭における療育の質の向上を図る。 (就園児対象) 【今後の方向性】 療育専門拠点施設を設け、専門家の 相談、指導回数を増やす。発達支援 専門拠点施設を設け、スタッフの専 任化、専門家の相談・指導回数を増 やし、療育内容、支援体制の充実を 図る。	子育て 支援課	実施箇所数 2 教室 毎週 1 回	実施箇所数 1 拠点 週 1 回
障害児保育【再 掲】	心身の発達に障害や課題のある児 童で、健常児と集団生活が可能な 3 歳以上児の保育を実施する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	子育て 支援課	実施箇所数 全園	実施箇所数 全園
特別児童扶養 手当（国）	障害のある児童の福祉の増進を図 るため、障害を有する 20 歳未満の 児童を監護・養育している保護者等 に特別児童扶養手当を支給する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	地域福 祉課	受給者数 77 人	継続
身体障害児へ の補装具の給 付	身体の障害を補い、日常生活を容易 にするための器具を交付（修理）す る。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	地域福 祉課	支給件数 22 件	継続
身体障害児へ の日常生活用 具の給付	障害児に対し、日常生活用具を給付 又は貸与し、生活の便宜を図る。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	地域福 祉課	支給件数 99 件	継続
発達支援交流 会	心身の発達に課題のある児童の保 護者の交流の場を提供する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	子育て 支援課	開催回数 年 2 回	継続

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成25年度実績)	平成31年度 目標
障害福祉サービス・地域生活支援事業の実施	手帳又は障害の診断を受けた日常生活を営むのに障害がある者に対し、日中活動の場（短期入所、日中一時支援）及び日常生活の支援（ヘルパー）を行う。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	地域福祉課	受給者数 56人	受給者数 60人
障害者手当（市）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している者に、各障害程度に応じて手当を支給する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	地域福祉課	受給者数 全体2,634人 (18歳未満 128人)	継続
障害児福祉手当	20歳未満で、精神又は身体に著しい重度の障害があり、日常生活で常時介護を必要とする在宅の児童へ、障害の程度に応じた手当を支給する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	地域福祉課	受給者数 19人	継続
福祉有償運送料金助成券の交付	自力での歩行に支障のある身体障害児（者）が医療機関への通院・入院退院、保健・福祉施設への通所及び入退所、公的施設・公共的施設を利用する際に使用する助成券を交付する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	地域福祉課	助成額 788,770円	継続
福祉タクシー券・バス回数券の交付	重度の心身障害児（者）が医療機関等の日常生活において、タクシー、バスを利用する場合に料金の一部を助成する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	地域福祉課	助成額 1,760,500円	継続
人にやさしい住宅リフォーム補助金	身体障害児（者）のいる世帯で、リフォームヘルパーの相談及び助言により住宅を改善する場合に補助金を支給する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	地域福祉課	支給件数 1件	継続
学校介助員派遣	学校生活を安心・安全に送るため、介助員を派遣し、個別支援を行う。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	地域福祉課	利用者数 8人	継続

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成25年度実績)	平成31年度 目標
人にやさしい街づくりの推進【再掲】	全ての住民が地域で暮らし続けることができるようハード・ソフト両面からバリアフリーのまちづくりを推進する。 【今後の方向性】 必要と認められた公共施設のEV設置等のバリアフリー化の継続と人にやさしい街づくり歩行空間ネットワークの整備や、観光地等のバリアフリー化等を行う。	建築課	東三河5市連携講座開催 渥美運動公園体育館バリアフリー化	東三河5市連携講座参画
障害児通所支援事業の実施	障害児等に対し、児童福祉法に定められる放課後等デイサービスや児童発達支援事業等の通所サービスを提供する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	子育て支援課 地域福祉課	受給者数 4人	継続
自立支援医療（育成医療）の給付	一定の障害のある18歳未満の者に医療費を給付する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	地域福祉課	受給者数 12人	継続
放課後児童クラブヘルパー派遣	放課後児童クラブを安心・安全に利用するため、ヘルパーを派遣し、個別支援を行う。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	地域福祉課	利用者数 0人	継続
こども発達相談室	発達に課題のある児童やその保護者等からの相談を受け、適切な助言を行うほか、保育園等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	子育て支援課	利用者数 延115人	継続
障害施設通園交通費助成	障害児通所支援を利用する際に障害児とともに通園する保護者に対し、市外にある児童福祉施設に通園するための交通費の一部を助成する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	子育て支援課	受給者数 2人	継続
障害児レスパイトサービス	障害児を一時的に預かり、介護者の負担軽減を図るとともに、障害児にさまざまな創作活動等を通じ、生活習慣の自立、地域社会で生活ができるよう支援する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	子育て支援課	利用者数 延140人	継続

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成 25 年度実績)	平成 31 年度 目標
子ども・若者支援地域協議会【再掲】	不登校・ひきこもり・ニートなどの困難を有する子ども・若者の支援を行う。相談窓口の開設。家庭教育支援の実施。 【今後の方向性】 地域ソーシャルワークの構築に対しての取組を実施する。	文化生涯学習課	実施	継続

図表 18 児童体制支援概要図



8 子育てに関する意識の高揚

(1) 少子化、子育てに関する意識啓発の推進

～柱の考え方～

核家族化や都市化の進行により、少子化や地域社会におけるつながりの希薄化により、地域社会の子育て機能が低下しています。

本市は、市民に対して、少子化の現状や子育て支援の意義についての意識啓発、保護者の子育てに対する意識改革に努めます。

事業名	事業内容	担当課	現状 (平成 25 年度実績)	平成 31 年度 目標
子育て支援総合ガイドブックの発行【再掲】	子育て支援情報を総合的にまとめた子育てガイドブックを作成し、関係機関、希望者等に配布する。 【今後の方向性】 継続実施に努める。	子育て支援課	実施	継続
企業との連携による次世代育成支援対策の推進【再掲】	「行動計画」を策定している企業等を含めて互いに連携し、次世代育成支援対策を推進する。 【今後の方向性】 広報などで制度をPRし、参加企業拡大を図る。	子育て支援課	未実施	実施
子育て講演会の開催	小学校や保育園での子育て講演会の開催などを通じて、子育てに対する意識改革に取り組む。(現在の子どもが抱える課題を解消するための子育て、子どもとの関わり方) 【今後の方向性】 継続実施に努める。	子育て支援課 学校教育課	実施回数 10 園 19 校	実施回数 全園 全小学校

## 第5章 子ども・子育て支援事業の提供体制

---

### 1 子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項

子ども・子育て支援事業計画は、地域性や利用者のニーズに応じた子ども・子育て支援事業の充実を図っていくため、以下のとおり、事業ごとの量の見込みや提供体制を精査し、これの達成に向けた取組を掲げていくことが求められています。

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 各年度における幼児期の教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 4 幼児期の教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

## 2 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定となります。

教育・保育提供区域の設定は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須事項となっています。

本市においては、今後の将来推計人口や地域特性、各地区の教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案し、市全域の一圏域を教育・保育提供区域として定め、教育・保育サービスの量的な充足と質的な拡充を図っていきます。

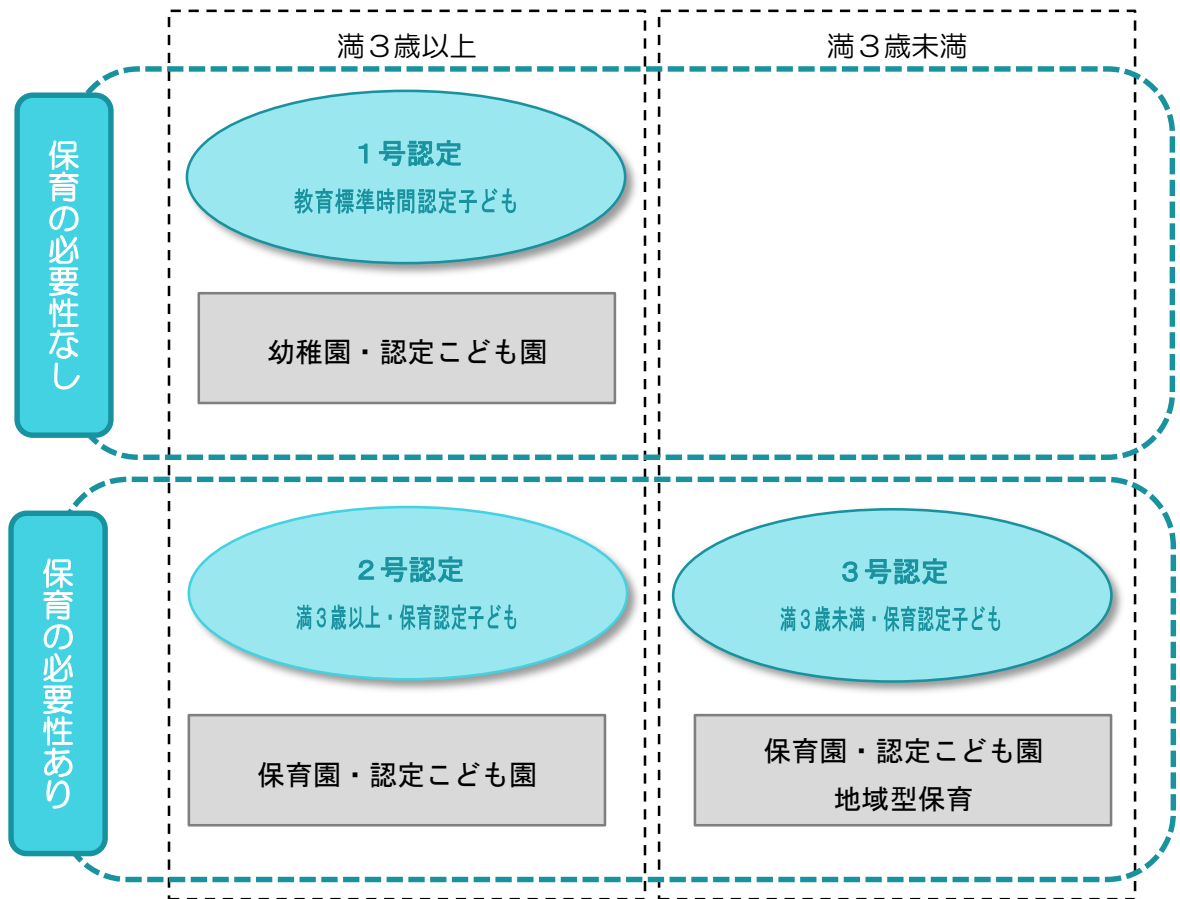
ただし、計画上一圏域として設定するものの、各教育・保育サービスの提供体制や子育て支援施策の実施にあたっては、地域特性を十分に考慮し、特定地域における偏りの無いよう、適切に推進していきます。



### 3 保育の必要性の認定

新制度は、保護者の申請を受けた市町村が、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行う仕組みです。

認定は、子どもの年齢と保育の必要性の有無により、以下の3区分となります。



#### 【保育の必要性を認定する際の客観的基準】

##### (1) 保育を必要とする事由

保育を必要とする事由となるものは、下記のとおりです。

- |                         |  |
|-------------------------|--|
| ① 就労                    | ⑦ 就学                                   |
| ② 妊娠・出産                 | ⑧ 虐待やDVのおそれがあること                       |
| ③ 保護者の疾病                | ⑨ 育児休業時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること |
| ④ 同居又は長期入院等している親族の介護・看護 | ⑩ その他、市が認める場合                          |
| ⑤ 災害復旧                  |  |
| ⑥ 求職活動                  |  |

##### (2) 保育必要量

保育の必要性あり（2号・3号）の認定を受けた場合は、その事由により、さらに保育必要量を認定します。保育必要量には「保育標準時間認定（1日最大11時間）」と「保育短時間認定（1日最大8時間）」があります。

※ 最大時間は時間外保育を除きます。

## 4 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

### (1) 幼児期の教育・保育

#### 事業の概要

保護者の代わりに就学前の子どもの教育・保育を担う施設として、以下の事業が位置づけられています。それぞれの事業の内容は、以下の表に示すとおりです。

保育園：就労等、保護者の事情により保育を必要とする0～5歳児を対象に、家庭に代わって保育を行う施設

幼稚園：満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う施設

認定こども園：保育園・幼稚園の機能を併せ持つ施設

#### 地域型保育

小規模保育：比較的小規模（6～19人）できめ細かな保育を実施する施設

家庭的保育：少人数（5人以下）を対象に、家庭的保育者の居宅等できめ細かな保育を実施する施設

居宅訪問型保育：訪問先の居宅において1対1を基本として保育を提供する事業

事業所内保育：企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援のために設置する施設

#### 【量の見込み】

図表 19 計画期間内の量の見込み

(単位:人)		平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	①<3号認定>(保育)	36	41	41	41	41
1・2歳	②<3号認定>(保育)	378	384	387	388	386
3歳～	③<1号認定>(教育)	358	359	359	359	359
	④<2号認定>(教育)	47	91	135	135	135
	⑤<2号認定>(保育)	1,248	1,207	1,187	1,194	1,229
①+②+⑤(保育)		1,662	1,632	1,615	1,623	1,656
③+④(教育)		405	450	494	494	494
合計		2,067	2,082	2,109	2,117	2,150

【提供体制】

図表 20 計画期間内の提供体制

(単位:人)		平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	①<3号認定>(保育)	36	41	41	41	41
1・2歳	②<3号認定>(保育)	437	484	484	484	484
3歳～	③<1号認定>(教育)	397	359	359	359	359
	④<2号認定>(教育)	52	0	0	0	0
	⑤<2号認定>(保育)	1,627	1,762	1,762	1,762	1,762
①+②+⑤(保育)		2,100	2,287	2,287	2,287	2,287
③+④(教育)		449	359	359	359	359
合計		2,549	2,646	2,646	2,646	2,646

(平成 27 年度は保育園及び幼稚園、平成 28～31 年度は保育園及び認定こども園で確保。)

※上記のうち地域型保育事業の提供体制分

(単位:人)		平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
事業所内 保育事業等	0歳	0	3	3	3	3
	1・2歳	0	6	6	6	6
	3歳～	0	0	0	0	0

【考え方】

本市では、平成 27 年度に開園する稲場保育園を含めると公立保育園が 19 箇所、私立保育園が 1 箇所、私立幼稚園が 2 箇所となり、将来のニーズ量については、十分確保できる見込みです。しかし、保護者が働きやすい環境整備を推進するため事業所内保育事業等の実施を計画に掲げ、企業の取組を促します。

現在、平成 21 年度に策定した田原市保育所運営実施計画に基づき、公立保育園の入所児童数適正化を図るため、小規模園の解消を進めています。平成 28 年度には私立幼稚園の認定こども園化が予定されています。今後、私立保育園への認定こども園制度の情報提供等も実施し、現在の教育・保育提供体制が損なわれることがないように努めます。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援新制度では、以下の事業が「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられています。

[地域子ども・子育て支援事業]	
①時間外保育事業	通常の保育時間を延長して子どもを預かる事業
②放課後児童健全育成事業	放課後、保護者が家庭にいない小学生に適切な遊び場等を用意する事業
③子育て短期支援事業（ショートステイ）	保護者の病気等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業
④一時預かり事業	幼稚園で行う通常の教育時間の開始前・終了後、夏休み等に子どもを預かる事業及び保育園で行う一時的に子どもの保育が困難となった際に子どもを預かる事業
⑤病児・病後児保育事業	子どもが病気で集団保育が困難となった場合、医療設備の整った場所で預かる事業及び病気の回復期であるが、通園が困難で家庭での保育ができない子どもを預かる事業
⑥子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	子どもの預かり等を希望する会員と援助を希望する会員が、それぞれ相互援助活動を行う事業
⑦地域子育て支援拠点事業	身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流等を実施する事業
⑧利用者支援事業	地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにするため、身近な場所で情報提供等を行うとともに、関係機関との連絡調整を支援する事業
⑨乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月未満の子どもを対象に、保健師や子育て安心見守り隊などが家庭を訪問し、健康や育児に関する相談などを行う事業
⑩養育支援訪問事業	養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し、養育に関する指導や助言・相談を行う事業
⑪妊婦に対する健康診査	妊娠した際、医療機関や助産所で妊娠健康診査を受診することを推奨する事業。
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

※上記のうち、「実費徴収に係る補足給付を行う事業」及び「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については、量の見込み及び提供体制の設定はしません。

(1) 時間外保育事業

事業の概要

保護者の方の就労状況にあわせて、通常の保育時間を延長して子どもを預かる事業です。

【実績】

図表 21 実績

	(単位)	平成			
		22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
時間外保育事業	人/日	331	340	399	350

【量の見込み】

図表 22 計画期間内の量の見込み

	(単位)	平成				
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
時間外保育事業	人/日	208	210	212	213	215

【提供体制】

図表 23 計画期間内の提供体制

	(単位)	平成				
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
時間外保育事業	人/日	208	210	212	213	215
	施設数	7	7	7	7	7

【考え方】

本市では、時間外保育を6箇所を実施しています。平成27年度に開園する稲場保育園を加えると7箇所となり、今後の需要量については、十分確保できる見込みです。今後も継続して実施していきます。

## (2) 放課後児童健全育成事業

### 【事業の概要】

放課後、就労等で保護者が家庭にいない小学生児童に対して、適切な遊び及び生活の場を用意し、健全な育成を図ることを目的として実施する事業です。

### 【実績】

図表 24 実績

	(単位)	平成	平成	平成	平成	平成
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
放課後児童健全育成事業	利用者数(人)	343	368	363	379	378
	箇所	11	11	11	11	11

### 【量の見込み】

図表 25 計画期間内の量の見込み

	(単位)	平成	平成	平成	平成	平成
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
放課後児童健全育成事業	低学年(1~3年生) (人/日)	380	373	374	376	370
	高学年(4~6年生) (人/日)	23	22	21	22	22

### 【提供体制】

図表 26 計画期間内の提供体制

	(単位)	平成	平成	平成	平成	平成
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
放課後児童健全育成事業	人/日	403	395	395	398	392
	箇所	11	11	11	11	11

### 【考え方】

本市では、11箇所放課後児童クラブを実施しています。今後の需要量についても現在の提供体制で確保できる見込みです。今後も継続して実施していきます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業の概要

保護者の病気等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に限り、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

【実績】

図表 27 実績

	(単位)	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
子育て短期支援事業	回／年	10	0	0	3	0

【量の見込み】

図表 28 計画期間内の量の見込み

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
子育て短期支援事業	回／年	21	21	21	21	21

【提供体制】

図表 29 計画期間内の提供体制

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
子育て短期支援事業	回／年	21	21	21	21	21

【考え方】

本市では、3施設に委託し、子育て短期支援事業（ショートステイ）を実施しています。今後の需要量についても現在の提供体制で確保できる見込みです。今後も継続して実施していきます。

#### (4) 一時預かり事業

##### 【事業の概要】

幼稚園で行う一時預かりは、“預かり保育”と呼ばれ、通常の教育時間の開始前・終了後、夏休み等に子どもを預かる事業です。

保育園の一時預かりは、保護者の不定期の就労や冠婚葬祭等の私的理由により、一時的に子どもの保育が困難となった際に子どもを預かる事業です。

##### 【実績】

図表 30 実績

	(単位)	平成 21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
保育園の一時預かり	回/年	965	899	989	1,411	1,191
幼稚園の預かり保育 (教育時間の開始前後)	回/年	(1園のみ) 1,397	(1園のみ) 1,827	2,769	4,056	3,690

##### 【量の見込み】

図表 31 計画期間内の量の見込み

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
幼稚園の預かり保育	回/年	7,810	7,832	7,920	7,964	8,140
不定期の利用	回/年	1,051	1,054	1,065	1,071	1,095
2号認定による定期利用	回/年	6,759	6,778	6,855	6,893	7,045
上記以外の不定期利用 (私的利用の一時預かり)	回/年	1,308	1,368	1,381	1,384	1,394

##### 【提供体制】

図表 32 計画期間内の提供体制

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
幼稚園の預かり保育	回/年	7,810	7,832	7,920	7,964	8,140
不定期の利用	回/年	1,051	1,054	1,065	1,071	1,095
2号認定による定期利用	回/年	6,759	6,778	6,855	6,893	7,045
上記以外の不定期利用 (私的利用の一時預かり)	回/年	1,308	1,368	1,381	1,384	1,394



【考え方】

本市では、私立幼稚園2箇所、公立保育園3箇所、私立保育園1箇所で一時預かり事業を実施しています。今後の需要量についても現在の提供体制で確保できる見込みです。今後も継続して実施していきます。

## (5) 病児・病後児保育事業

### 【事業の概要】

病児保育は、普段保育園等に通っている子どもが病気にかかり、集団保育が困難となった場合、医療設備の整った場所で子どもを預かる事業です。

病後児保育は、病気の回復期であるが通園が困難であり、親の就労等により家庭での保育が困難な子どもを預かる事業です。

### 【実績】

実績なし

### 【量の見込み】

図表 33 計画期間内の量の見込み

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
病児・病後児保育	人/日	199	201	203	203	205

### 【提供体制】

図表 34 計画期間内の提供体制

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
病児・病後児保育	人/日	—	—	203	203	205

### 【考え方】

本市では、平成 26 年度時点で病児・病後児保育は実施していません。アンケート調査の結果、一定のニーズがあることから、病院等の委託先を検討し、早期に実施できるよう調整していきます。

(6) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業の概要】

子育て援助活動支援事業は、ファミリー・サポート・センターとも呼ばれ、乳幼児や小学生等の子どもをもつ保護者を依頼会員として、子どもの預かり等を希望する会員と援助を希望する会員が、それぞれ相互援助活動を行う事業です。

【実績】

図表 35 実績

	(単位)	平成 21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
子育て援助活動 支援事業	活動件数	78	7	150	191	32

【量の見込み】

図表 36 計画期間内の量の見込み

	(単位)	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
子育て援助活動 支援事業	活動件数	191	191	191	191	191

【提供体制】

図表 37 計画期間内の提供体制

	(単位)	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
子育て援助活動 支援事業	活動件数	191	191	191	191	191

【考え方】

本市ではファミリー・サポート・センターを実施しており、平成 25 年度の依頼会員は 50 人、援助会員は 22 人、両方会員は 9 人となっています。今後も会員数の増加と利用の増加を図るため、情報提供等を拡充していきます。なお、本事業はアンケート調査の結果ではニーズが算出されませんでしたので、過去 6 年間の最大活動件数を今後のニーズ量と仮定しています。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

地域子育て支援拠点事業は、“子育て支援センター”とも呼ばれ、公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

【実績】

図表 38 実績

	(単位)	平成				
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
地域子育て支援拠点事業	回/月	635	595	585	670	719
	箇所数	2	2	2	2	2

【量の見込み】

図表 39 計画期間内の量の見込み

	(単位)	平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
地域子育て支援拠点事業	回/月	728	735	737	743	749

【提供体制】

図表 40 計画期間内の提供体制

	(単位)	平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
地域子育て支援拠点事業	回/月	728	735	737	743	749
	箇所数	2	2	3	3	3

【考え方】

本市では地域子育て支援センターを2箇所で開催しており、それ以外にセンターを拠点とする出張子育て広場も2箇所を実施しています。今後の需要量については現在の提供体制で確保できる見込みですが、更なる利便性向上のため、平成29年度に拠点を1箇所増設する予定です。

## (8) 利用者支援事業

### 【事業の概要】

子どもや保護者、妊娠中の方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにするため、市役所を含めた身近な場所で情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を支援する事業です。

### 【実績】

実績なし

### 【量の見込み】

図表 41 計画期間内の量の見込み

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
利用者支援	箇所数	3	3	3	3	3

### 【提供体制】

図表 42 計画期間内の提供体制

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
利用者支援	箇所数	2	2	3	3	3

### 【確保方策】

本市では、地域子育て支援センター2箇所及び今後新設を検討する新規の子育て支援センターの計3箇所で専属の利用者支援員を配置し、身近な地域における利用者支援事業を展開していきます。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

生後4か月未満の子どもを対象に、保健師や子育て安心見守り隊などが家庭を訪問し、健康や育児に関する相談を行います。

【実績】

図表 43 実績

	(単位)	平成			
		22年度	23年度	24年度	25年度
乳児家庭全戸訪問事業	対象数	533	549	570	511
	実施率	100%	100%	100%	99%

【量の見込み】

図表 44 計画期間内の量の見込み

	(単位)	平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
乳児家庭全戸訪問事業	対象数	540	540	540	540	540

【提供体制】

図表 45 計画期間内の提供体制

	(単位)	平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
乳児家庭全戸訪問事業	対象数	540	540	540	540	540
	実施率	100%	100%	100%	100%	100%

【考え方】

本市では、妊産婦、乳幼児などを対象に、保健師、助産師などの家庭訪問による保健指導を実施しています。過去の実績から需要量を仮定し、すべての家庭について訪問を実施していきます。

(10) 養育支援訪問事業

【事業の概要】

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、保健師等が訪問し、養育に関する指導や助言・相談を行う事業です。

【実績】

図表 46 実績

	(単位)	平成			
		22年度	23年度	24年度	25年度
養育支援	専門的支援(件数)	13	11	11	19
訪問事業	育児・家事支援(件数)	0	12	21	11

【量の見込み】

図表 47 計画期間内の量の見込み

	(単位)	平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
養育支援	専門的支援(件数)	20	20	20	20	20
訪問事業	育児・家事支援(件数)	25	25	25	25	25

【提供体制】

図表 48 計画期間内の提供体制

	(単位)	平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
養育支援	専門的支援(件数)	20	20	20	20	20
訪問事業	育児・家事支援(件数)	25	25	25	25	25



【考え方】

本市では、支援が必要な妊産婦及び乳幼児の家庭に訪問し、専門的な支援または、家事援助を行っています。過去の実績から需要量を仮定しますが、計画値に関わらず、支援が必要であると判断した家庭すべてに対して訪問支援・援助を行っていきます。

## (11) 妊婦に対する健康診査

### 【事業の概要】

妊娠した際、医療機関や助産所で妊娠健康診査を受診することを推奨する事業です。妊娠健康診査の受診を促すため、受診した際の費用の一部助成を行っています。

### 【実績】

図表 49 実績

	(単位)	平成				
		21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度
妊婦に対する健康診査	延べ人	5,964	6,553	6,921	6,697	6,356

### 【量の見込み】

図表 50 計画期間内の量の見込み

	(単位)	平成				
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
妊婦に対する健康診査	対象者数	550	550	550	550	550
	延べ人	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600

### 【提供体制】

図表 51 計画期間内の提供体制

	(単位)	平成				
		27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
妊婦に対する健康診査	対象者数	550	550	550	550	550
	延べ人	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600

### 【考え方】

本市では、妊娠中の自己管理のため、妊娠期間に公費で健診を受けられる受診券交付を実施するとともに、保健指導や栄養改善を行っています。計画値に関わらず、すべての妊婦に対して受診勧奨と指導を実施していきます。

## 6 幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進について

本市では、私立幼稚園2園が平成28年4月より保護者の就労の有無にかかわらず利用可能な認定こども園へと移行し、0歳児から就学前児童までの一貫した教育・保育を提供するほか、地域の子育て支援拠点としての機能を担うこととなります。また、公立保育園についても今後研修や交流の機会を積極的に設け、幼児教育の視点を取り入れた保育を実施することにより、市内すべての子どもたちが一体的な教育・保育を受け、小学校就学後の学習へと連続的につなげていくための体制を充実していきます。

## 第6章 資料編

### 1 田原市子ども・子育て会議条例

○田原市子ども・子育て会議条例

平成26年6月30日

条例第13号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、田原市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事項の処理に関する事務
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の子ども・子育て支援施策に関し市長が必要と認める事務

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 法第6条第2項に規定する保護者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  
(意見の聴取等)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

- 2 この条例の施行の日以後最初に委嘱し、又は任命される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

2 田原市子ども・子育て会議委員名簿

役職	所属	職名	氏名
会長	田原市校区コミュニティ協議会	神戸校区会長	彦坂 雄三
副会長	田原市小中学校 PTA 連絡協議会	会長	林 樹一郎
委員	田原市福祉事務所	所長	白井 英俊
委員	豊川保健所	健康支援課長	松井 直恵
委員	田原市教育委員会	委員長	渡邊 峰男 (H26.9.30 まで) 横田 威 (H26.10.1 から)
委員	田原市家庭相談員		河合 恵子
委員	田原市子ども発達相談室		神谷 順子
委員	田原市小中学校校長会	副会長	石川 祐子
委員	田原児童センター	センター長	河合 裕子
委員	蔵王幼稚園	園長	高瀬伸一郎
委員	田原市保育園園長会	会長	藤城 紀子
委員	田原市小中学校 PTA 連絡協議会	女性副部長	長坂 綾子
委員	保育園保護者会	代表	鈴木 裕子
委員	田原市民生委員・児童委員協議会	児童部会長	縦山 節生
委員	田原市民生委員・児童委員協議会	主任児童委員	山本千恵子

### 3 用語集

#### M字カーブ

日本の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）をグラフで表した時、結婚・出産期に当たる年代が一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するM字型曲線が描かれることを言う。

#### 合計特殊出生率

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数のこと。1人の女性が一生のうちに産む子どもの数の平均を表す。

#### 子ども

子ども・子育て支援法における「子ども」は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者のこと。

#### 子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法に基づき、市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本市では平成26年6月に条例を制定。子ども・子育て支援に関する事業従事者、子育て当事者、学識経験者等で構成される。

#### 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき5年間の計画期間における幼児期の教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、全市町村が作成しなければならない事業計画。

## 子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の拡充や質の向上を進めていくための制度で、平成27年4月から本格実施される。

## 子ども・子育て支援法

「すべての子どもに良質な成育環境を保障する等のため、子ども及び子育て支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等の所要の措置を講ずる」ことを趣旨として、平成24年8月に制定された法律のこと。これと、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を合わせて子ども・子育て関連3法と呼ぶ。

## 産業分類

就業者について、調査週間中にその人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類によって分類したもののこと。

## 次世代育成支援対策推進法

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため平成15年7月に制定された法律のこと。「父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない」という考え方を基本理念とする。また、国や地方公共団体、事業主は次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。平成26年4月に改正され、平成37年3月まで延長されるとともに、育児休業の認定基準の見直しや新たな認定制度の創設等が定められた。



## 児童

児童福祉法における「児童」は、満18歳に満たない者のこと。

## 児童福祉法

昭和22年12月に制定された児童福祉に関する法律のこと。「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない」及び「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」という考え方を理念とする。

## 社会的養護

保護者のいない子どもをはじめ、被虐待児等の保護者から適切な養育を受けられない子どもを、社会全体で公的責任をもって保護し、健やかに育ていくとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うこと。「子どもの最善の利益のために」及び「社会全体で子どもを育む」という考え方を理念とする。

## 就業者

調査期間中、収入（現物収入を含む）を伴う仕事を少しでもした人のこと。なお、収入を伴う仕事を持っていて、調査期間中、少しも仕事をしなかった人でも、賃金や給料をもらうことになっている者や、事業を営んでいる人が仕事を休み始めてから30日未満の者等の条件を満たす場合は就業者に含める。

## 周産期医療

出産を中心として妊娠後期から新生児早期までの時期を周産期と言い、周産期を含めた前後の期間における医療が、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」「周産期医療機関」と表現されている。

## 障害者総合支援法

平成24年6月に「障害者自立支援法」を改正することで成立した「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のこと。「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずる」ことを趣旨とする。

## 障害児レスパイトサービス

障害児をもつ親、家族を一時的に一定の期間、その障害児の介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復する援助。

## 地域型保育

子ども・子育て支援新制度により新たに設けられた児童数20人未満の小規模な保育事業。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの保育事業を「地域型保育事業」として市町村が認可し、地域型保育給付の対象とする。

- ・小規模保育…比較的小規模（6～19人）できめ細かな保育を実施する施設。
- ・家庭的保育…少人数（5人以下）を対象に、家庭的保育者の居宅等できめ細かな保育を実施する施設。
- ・居宅訪問型保育…訪問先の居宅において1対1を基本として保育を提供する事業。
- ・事業所内保育…企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援のために設置する施設。

## 地域ソーシャルワーク

地域において生活上の課題を抱える個人や家族に対して行う社会福祉援助。

## ニート

15～34歳までの非労働力人口のうち、家事も通学もしていない人をニートとして定義している。

## 認定こども園

保護者の就労状況に関わらず利用でき、教育・保育を一体的に受けることのできる施設のこと。また地域における子育て支援を行う機能も併せ持ち、すべての子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供等を行う。

## 発達障害

生まれつき脳の機能に障害があり、発達の過程で行動やコミュニケーション等に問題を抱える障害のこと。自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害（ADHD）等に分類される。

## ファミリー・サポート・センター

仕事や家庭の都合で育児の手助けをしてほしい方（依頼会員）と、心身ともに健康で子育てに意欲と理解があり育児の手助けをしたい方（提供会員）が、お互いに助け合い育児のサポートを行う会員の相互援助活動。会員同士の信頼関係によって成り立つもので、仕事と育児を両立させ、地域で安心して子育てができる環境づくりを目指している。

## 保育所(園)

就労等、保護者の事情により保育を必要とする0～5歳児を対象に、家庭に代わって保育を行う施設。

### 保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。

#### 【認定の区分】

- 1号認定子ども…満3歳以上の教育のみ（保育の必要性なし）の就学前子ども
- 2号認定子ども…満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）
- 3号認定子ども…満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども（保育を必要とする子ども）。

### 保育短時間認定

主にパートタイムの就労を想定した保育認定。保育利用時間は、1日当たり最長8時間。

### 保育標準時間認定

主にフルタイムの就労を想定した保育認定。保育利用時間は、1日当たり最長11時間。

### 放課後子ども教室

地域の方々の参画を得て、すべての子どもに放課後や週末の安全で安心な活動拠点（居場所）を確保し、様々な体験活動や学習活動を行う事業。

### 放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

## 幼稚園

満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う施設。

## 要保護児童

保護者から虐待を受けていたり、不良行為をするもしくはその恐れがあり、保護者に監護させることが不相当であると思われる児童のこと。また、孤児等の保護者のいない児童のこと。

## 要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見や適切な保護を行うために、関係機関がその子ども等に関する情報の交換や迅速で適切な支援を行うことを目的として設置される協議会のこと。地域の実状に応じて児童福祉関係、教育関係、保健医療関係、警察・司法関係等、幅広い分野から構成される。

## ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活の調和のこと。「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」において、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」が、仕事と生活の調和が実現した社会であると定義されている。



田原市 子ども・子育て支援事業計画  
(子ども・子育て支援事業計画及び第2期次世代育成支援行動計画)

平成27年3月  
〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1  
田原市役所 健康福祉部 子育て支援課